

議案第43号

壱岐市地域防災計画の修正について

災害対策基本法第42条の規定による壱岐市地域防災計画の修正について、壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

壹岐市地域防災計画（本編）修正

新旧対照表

頁	現行計画	修正計画																
3	<p>(3) 台 風 192.7</p> <p>国内の台風の年間発生数は年によってかなりの差異があるが、<u>1995～2004</u>年の平均値では25個で、そのうち<u>2.2</u>個が九州北部に、<u>2.8</u>個が九州南部に接近（上陸を含む。）している。</p> <p>ア 高潮をもたらした台風</p> <p>長崎県内に顕著な高潮をもたらした台風の経路は、<u>平成3年9月の台風19号</u>のように九州の南西海上から直接本県に襲来し、北東に過ぎ去る場合と東シナ海から対馬海峡を通過して北東に過ぎ去る場合の2つがある。</p>	<p>(3) 台 風</p> <p>国内の台風の年間発生数は年によってかなりの差異があるが、<u>2010～2019</u>年の平均値では25個で、そのうち<u>4.3</u>個が九州北部に、<u>4.4</u>個が九州南部に接近（上陸を含む。）している。</p> <p>ア 高潮をもたらした台風</p> <p>長崎県内に顕著な高潮をもたらした台風の経路は、九州の南西海上から直接本県に襲来し、北東に過ぎ去る場合と東シナ海から対馬海峡を通過して北東に過ぎ去る場合の2つがある。</p>																
6	<p style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等住民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・ 災害広報 ・ 避難勧告、指示 ・ 水防その他の応急措置 ・ 被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 消防活動及び浸水対策活動 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・ 災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置 	<p style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等住民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・ <u>罹災証明書の交付</u> ・ 災害広報 ・ 避難勧告、指示 ・ 水防その他の応急措置 ・ 被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 消防活動及び浸水対策活動 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・ 災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置 																
8	<p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局</td> <td>・ 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置</td> </tr> <tr> <td>NTTフィールドテクノ九州支店福岡営業所福岡フィールドサービスセンター宅内担当壱岐</td> <td>・ 電信電話施設の保全と災害非常通話の調整</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社長崎県支部壱岐分 区</td> <td>・ 災害時における医療助産等の実施 ・ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ・ 義援金品等の募集及び配分</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局	・ 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置	NTTフィールドテクノ九州支店福岡営業所福岡フィールドサービスセンター宅内担当壱岐	・ 電信電話施設の保全と災害非常通話の調整	日本赤十字社長崎県支部壱岐分 区	・ 災害時における医療助産等の実施 ・ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ・ 義援金品等の募集及び配分	<p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局</td> <td>・ 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置</td> </tr> <tr> <td>NTTフィールドテクノ九州支店福岡営業所福岡フィールドサービスセンター宅内担当壱岐</td> <td>・ 電信電話施設の保全と災害非常通話の調整</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社長崎県支部壱岐分 区</td> <td>・ 災害時における医療助産等の実施 ・ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ・ 義援金品等の募集及び配分</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局	・ 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置	NTTフィールドテクノ九州支店福岡営業所福岡フィールドサービスセンター宅内担当壱岐	・ 電信電話施設の保全と災害非常通話の調整	日本赤十字社長崎県支部壱岐分 区	・ 災害時における医療助産等の実施 ・ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ・ 義援金品等の募集及び配分
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局	・ 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置																	
NTTフィールドテクノ九州支店福岡営業所福岡フィールドサービスセンター宅内担当壱岐	・ 電信電話施設の保全と災害非常通話の調整																	
日本赤十字社長崎県支部壱岐分 区	・ 災害時における医療助産等の実施 ・ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ・ 義援金品等の募集及び配分																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局	・ 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置																	
NTTフィールドテクノ九州支店福岡営業所福岡フィールドサービスセンター宅内担当壱岐	・ 電信電話施設の保全と災害非常通話の調整																	
日本赤十字社長崎県支部壱岐分 区	・ 災害時における医療助産等の実施 ・ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ・ 義援金品等の募集及び配分																	

頁	現行計画	修正計画																																																																																										
	<table border="1"> <tr> <td>九州電力(株)壱岐営業所</td> <td>・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会及び放送関係機関</td> <td>・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力</td> </tr> <tr> <td>九州郵船(株) 壱岐海運(株)</td> <td>・救助物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>壱岐交通(株)</td> <td>・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策</td> </tr> <tr> <td>(一社)長崎県LPガス協会</td> <td>・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧</td> </tr> <tr> <td>壱岐医師会</td> <td>・災害時における助産、医療救護</td> </tr> <tr> <td>壱岐歯科医師会</td> <td>・災害時における歯科医療 ・身元確認</td> </tr> </table>	九州電力(株)壱岐営業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保	日本放送協会及び放送関係機関	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力	九州郵船(株) 壱岐海運(株)	・救助物資の緊急輸送	壱岐交通(株)	・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策	(一社)長崎県LPガス協会	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧	壱岐医師会	・災害時における助産、医療救護	壱岐歯科医師会	・災害時における歯科医療 ・身元確認	<table border="1"> <tr> <td>九州電力(株)壱岐営業所</td> <td>・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会及び放送関係機関</td> <td>・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力</td> </tr> <tr> <td>九州郵船(株) 壱岐・対馬フェリー(株)</td> <td>・救助物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>壱岐交通(株)</td> <td>・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策</td> </tr> <tr> <td>(一社)長崎県LPガス協会</td> <td>・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧</td> </tr> <tr> <td>壱岐医師会</td> <td>・災害時における助産、医療救護</td> </tr> <tr> <td>壱岐歯科医師会</td> <td>・災害時における歯科医療 ・身元確認</td> </tr> </table>	九州電力(株)壱岐営業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保	日本放送協会及び放送関係機関	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力	九州郵船(株) 壱岐・対馬フェリー(株)	・救助物資の緊急輸送	壱岐交通(株)	・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策	(一社)長崎県LPガス協会	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧	壱岐医師会	・災害時における助産、医療救護	壱岐歯科医師会	・災害時における歯科医療 ・身元確認																																																														
九州電力(株)壱岐営業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保																																																																																											
日本放送協会及び放送関係機関	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力																																																																																											
九州郵船(株) 壱岐海運(株)	・救助物資の緊急輸送																																																																																											
壱岐交通(株)	・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策																																																																																											
(一社)長崎県LPガス協会	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧																																																																																											
壱岐医師会	・災害時における助産、医療救護																																																																																											
壱岐歯科医師会	・災害時における歯科医療 ・身元確認																																																																																											
九州電力(株)壱岐営業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保																																																																																											
日本放送協会及び放送関係機関	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力																																																																																											
九州郵船(株) 壱岐・対馬フェリー(株)	・救助物資の緊急輸送																																																																																											
壱岐交通(株)	・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策																																																																																											
(一社)長崎県LPガス協会	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧																																																																																											
壱岐医師会	・災害時における助産、医療救護																																																																																											
壱岐歯科医師会	・災害時における歯科医療 ・身元確認																																																																																											
11	<p>土地利用の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宅地</th> <th>農用地</th> <th>山林</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積(km²)</td> <td>6.52</td> <td>39.31</td> <td>48.73</td> <td>44.00</td> <td>138.56</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宅地	農用地	山林	その他	計	面積(km ²)	6.52	39.31	48.73	44.00	138.56	<p>土地利用の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宅地</th> <th>農用地</th> <th>山林</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積(km²)</td> <td>6.56</td> <td>39.00</td> <td>48.77</td> <td>44.23</td> <td>138.56</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宅地	農用地	山林	その他	計	面積(km ²)	6.56	39.00	48.77	44.23	138.56																																																																		
区分	宅地	農用地	山林	その他	計																																																																																							
面積(km ²)	6.52	39.31	48.73	44.00	138.56																																																																																							
区分	宅地	農用地	山林	その他	計																																																																																							
面積(km ²)	6.56	39.00	48.77	44.23	138.56																																																																																							
11	<p>(1) 地形・地質</p> <p>壱岐市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本島最大の平野が発達している。市内の耕地面積は39.31km²、田の整備率は60%（平成17年度末現在）に達し、圃場条件が整った地域である。</p>	<p>(1) 地形・地質</p> <p>壱岐市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本島最大の平野が発達している。市内の耕地面積は39.31km²、田の整備率は66.4%（平成30年度末現在）に達し、圃場条件が整った地域である。</p>																																																																																										
11	<p>(2) 気候</p> <p>壱岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、壱岐市芦辺の平年の年平均気温は15.7℃と長崎市より1.5℃低い。年間降水量は約1,860mmで、長崎市とほぼ同じである。</p> <p>梅雨の時期に降水量が最も多く、7月の月降水量は約300mmに達する。</p> <p>夏は、8月の最高気温の平均が26.1℃と比較的しのぎやすい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>年間計</th> <th>月平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均気温(℃)</td> <td>5.9</td> <td>6.7</td> <td>9.4</td> <td>13.6</td> <td>17.4</td> <td>20.7</td> <td>24.7</td> <td>26.1</td> <td>23.0</td> <td>18.5</td> <td>13.4</td> <td>8.5</td> <td>—</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>月間降水量(mm)</td> <td>76.2</td> <td>83.5</td> <td>133.0</td> <td>145.7</td> <td>174.2</td> <td>272.6</td> <td>320.6</td> <td>198.5</td> <td>216.3</td> <td>80.0</td> <td>91.4</td> <td>68.4</td> <td>1860.3</td> <td>155.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：芦辺地域気象観測所（1981～2010年の平均）</p>	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均	平均気温(℃)	5.9	6.7	9.4	13.6	17.4	20.7	24.7	26.1	23.0	18.5	13.4	8.5	—	15.7	月間降水量(mm)	76.2	83.5	133.0	145.7	174.2	272.6	320.6	198.5	216.3	80.0	91.4	68.4	1860.3	155.0	<p>(2) 気候</p> <p>壱岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、壱岐市芦辺の平年の年平均気温は15.7℃と長崎市より1.5℃低い。年間降水量は約1,940mmで、長崎市とほぼ同じである。</p> <p>梅雨の時期に降水量が最も多く、6月の月降水量は約300mmに達する。</p> <p>夏は、8月の最高気温の平均が26.5℃と比較的しのぎやすい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>年間計</th> <th>月平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均気温(℃)</td> <td>5.6</td> <td>6.7</td> <td>9.7</td> <td>13.6</td> <td>17.9</td> <td>20.8</td> <td>25.1</td> <td>26.5</td> <td>23.0</td> <td>18.6</td> <td>13.5</td> <td>8.0</td> <td>—</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>月間降水量(mm)</td> <td>62.0</td> <td>87.2</td> <td>120.3</td> <td>160.8</td> <td>128.2</td> <td>293.1</td> <td>259.6</td> <td>283.7</td> <td>197.0</td> <td>136.7</td> <td>109.8</td> <td>105.0</td> <td>1943.4</td> <td>162.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：芦辺地域気象観測所（2010～2019年の平均）</p>	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均	平均気温(℃)	5.6	6.7	9.7	13.6	17.9	20.8	25.1	26.5	23.0	18.6	13.5	8.0	—	15.7	月間降水量(mm)	62.0	87.2	120.3	160.8	128.2	293.1	259.6	283.7	197.0	136.7	109.8	105.0	1943.4	162.0
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均																																																																														
平均気温(℃)	5.9	6.7	9.4	13.6	17.4	20.7	24.7	26.1	23.0	18.5	13.4	8.5	—	15.7																																																																														
月間降水量(mm)	76.2	83.5	133.0	145.7	174.2	272.6	320.6	198.5	216.3	80.0	91.4	68.4	1860.3	155.0																																																																														
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均																																																																														
平均気温(℃)	5.6	6.7	9.7	13.6	17.9	20.8	25.1	26.5	23.0	18.6	13.5	8.0	—	15.7																																																																														
月間降水量(mm)	62.0	87.2	120.3	160.8	128.2	293.1	259.6	283.7	197.0	136.7	109.8	105.0	1943.4	162.0																																																																														

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12	<p>また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数、平年で1年当たり <u>3.2</u> 個であり、6月～10月に多い。</p> <p>沓崎市芦辺（気象庁観測所）の平年値によれば、日降水量 100 mm以上の大雨は1年当たり <u>1.9</u> 回降る。そのような大雨が最も多い月は7月であり、1か月当たり <u>0.7</u> 回降っている。年降水量の平年値は <u>1860.3</u> mmだが、その <u>6</u> 分の1に相当する <u>313</u> mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で 103 mmの雨が降った例もある。</p>	<p>また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数、平年で1年当たり <u>4.3</u> 個であり、6月～10月に多い。</p> <p>沓崎市芦辺（気象庁観測所）の平年値によれば、日降水量 100 mm以上の大雨は1年当たり <u>2.3</u> 回降る。そのような大雨が最も多い月は7月であり、1か月当たり <u>0.8</u> 回降っている。年降水量の平年値は <u>1,943.4</u> mmだが、その <u>5.5</u> 分の1に相当する <u>362</u> mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で <u>120</u> mmの雨が降った例もある</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12	<p>(1) 人口</p> <p>沓岐の人口は、復興期を終えた昭和 30 年の 51,765 人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第 1 次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成 22 年の国勢調査では <u>29,377</u> 人となり、最多時から約 <u>57%</u> まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率(65 歳以上)の上昇を招き、平成 12 年国勢調査では <u>27.1%</u>であったのが、平成 17 年国勢調査では <u>31.8%</u>となり過疎化に一層の深刻度を増している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。</p>	<p>(1) 人口</p> <p>沓岐の人口は、復興期を終えた昭和 30 年の 51,765 人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第 1 次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成 27 年の国勢調査では <u>27,103</u> 人となり、最多時から約 <u>52%</u> まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率(65 歳以上)の上昇を招き、平成 22 年国勢調査では <u>31.8%</u>であったのが、平成 27 年国勢調査では <u>35.4%</u>となり過疎化に一層の深刻度を増している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14	<p>(1) 風水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>原 因</th> <th>被 害 概 要</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和31年9月9日</td> <td>台風12号</td> <td>被害甚大（家屋全壊・半壊）</td> <td>災害救助法適用</td> </tr> <tr> <td>昭和34年9月17日</td> <td>台風14号</td> <td>被害甚大（家屋全壊・半壊）</td> <td>災害救助法適用</td> </tr> <tr> <td>昭和53年9月15日</td> <td>台風18号</td> <td>被害甚大（軽症者 5 名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和62年8月31日</td> <td>台風12号</td> <td>被害甚大（重症者 3 名・軽症者 7 名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成9年10月14日</td> <td>竜巻</td> <td>死者 1 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成11年6月29日</td> <td>集中豪雨</td> <td>死者 1 名（土砂災害・床上浸水）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年7月24日</td> <td>集中豪雨</td> <td>死者 1 名（土砂災害）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要	備 考	昭和31年9月9日	台風12号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用	昭和34年9月17日	台風14号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用	昭和53年9月15日	台風18号	被害甚大（軽症者 5 名）		昭和62年8月31日	台風12号	被害甚大（重症者 3 名・軽症者 7 名）		平成9年10月14日	竜巻	死者 1 名		平成11年6月29日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害・床上浸水）		平成21年7月24日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害）		<p>(1) 風水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>原 因</th> <th>被 害 概 要</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和31年9月9日</td> <td>台風12号</td> <td>被害甚大（家屋全壊・半壊）</td> <td>災害救助法適用</td> </tr> <tr> <td>昭和34年9月17日</td> <td>台風14号</td> <td>被害甚大（家屋全壊・半壊）</td> <td>災害救助法適用</td> </tr> <tr> <td>昭和53年9月15日</td> <td>台風18号</td> <td>被害甚大（軽症者 5 名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和62年8月31日</td> <td>台風12号</td> <td>被害甚大（重症者 3 名・軽症者 7 名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成9年10月14日</td> <td>竜巻</td> <td>死者 1 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成11年6月29日</td> <td>集中豪雨</td> <td>死者 1 名（土砂災害・床上浸水）</td> <td>24時間雨量257mm</td> </tr> <tr> <td>平成21年7月24日</td> <td>集中豪雨</td> <td>死者 1 名（土砂災害）</td> <td>24時間雨量313mm</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月29日</td> <td>集中豪雨</td> <td>土砂災害・床上浸水</td> <td>24時間雨量424mm</td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要	備 考	昭和31年9月9日	台風12号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用	昭和34年9月17日	台風14号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用	昭和53年9月15日	台風18号	被害甚大（軽症者 5 名）		昭和62年8月31日	台風12号	被害甚大（重症者 3 名・軽症者 7 名）		平成9年10月14日	竜巻	死者 1 名		平成11年6月29日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害・床上浸水）	24時間雨量257mm	平成21年7月24日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害）	24時間雨量313mm	平成29年6月29日	集中豪雨	土砂災害・床上浸水	24時間雨量424mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和31年9月9日	台風12号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和34年9月17日	台風14号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和53年9月15日	台風18号	被害甚大（軽症者 5 名）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
昭和62年8月31日	台風12号	被害甚大（重症者 3 名・軽症者 7 名）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成9年10月14日	竜巻	死者 1 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成11年6月29日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害・床上浸水）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成21年7月24日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和31年9月9日	台風12号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和34年9月17日	台風14号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和53年9月15日	台風18号	被害甚大（軽症者 5 名）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
昭和62年8月31日	台風12号	被害甚大（重症者 3 名・軽症者 7 名）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成9年10月14日	竜巻	死者 1 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成11年6月29日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害・床上浸水）	24時間雨量257mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成21年7月24日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害）	24時間雨量313mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成29年6月29日	集中豪雨	土砂災害・床上浸水	24時間雨量424mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	<p>(2) 火 災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 次</th> <th rowspan="3">件数</th> <th colspan="7">建 物</th> <th colspan="4">被 災 世 帯</th> <th rowspan="3">被災人員</th> <th rowspan="3">山林原野 焼失面積 (㎡)</th> <th rowspan="3">その他 物件数</th> <th colspan="2">死 傷 者</th> <th rowspan="3">損害額 (千円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">焼失 面積 (㎡)</th> <th colspan="2">全 焼</th> <th colspan="2">半 焼</th> <th colspan="2">部分焼</th> <th rowspan="2">総 数</th> <th rowspan="2">全 損</th> <th rowspan="2">半 損</th> <th rowspan="2">小 損</th> <th rowspan="2">死 者</th> <th rowspan="2">負 傷 者</th> </tr> <tr> <th>住 宅</th> <th>非 住 宅</th> <th>住 宅</th> <th>非 住 宅</th> <th>住 宅</th> <th>非 住 宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年</td> <td>31</td> <td>12</td> <td>568</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>6</td> <td>7,300</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>32,624</td> </tr> <tr> <td>平成16年</td> <td>55</td> <td>19</td> <td>1,222</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>43</td> <td>11</td> <td>2,000</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>83,758</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>45</td> <td>15</td> <td>1,163</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>29</td> <td>17</td> <td>1,100</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>56,974</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>415</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>1,100</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>24,014</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>38</td> <td>13</td> <td>850</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>59</td> <td>13</td> <td>2,500</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>68,807</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>40</td> <td>14</td> <td>861</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>38</td> <td>9</td> <td>1,800</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>60,459</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>39</td> <td>6</td> <td>457</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>3,600</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>22,972</td> </tr> </tbody> </table>	年 次	件数	建 物							被 災 世 帯				被災人員	山林原野 焼失面積 (㎡)	その他 物件数	死 傷 者		損害額 (千円)	焼失 面積 (㎡)	全 焼		半 焼		部分焼		総 数	全 損	半 損	小 損	死 者	負 傷 者	住 宅	非 住 宅	住 宅	非 住 宅	住 宅	非 住 宅	平成15年	31	12	568	3	1	1	0	4	3	10	3	1	6	20	6	7,300	13	0	5	32,624	平成16年	55	19	1,222	6	0	1	2	7	3	17	5	2	10	43	11	2,000	25	2	6	83,758	平成17年	45	15	1,163	6	0	1	1	4	1	10	4	1	5	29	17	1,100	13	1	3	56,974	平成18年	24	6	415	3	0	0	0	1	0	6	3	1	2	17	5	1,100	13	2	3	24,014	平成19年	38	13	850	3	4	0	0	3	0	13	5	1	7	59	13	2,500	12	0	6	68,807	平成20年	40	14	861	1	3	0	2	3	2	11	1	1	9	38	9	1,800	17	0	6	60,459	平成21年	39	6	457	4	1	0	0	1	0	6	4	0	2	20	18	3,600	15	1	0	22,972	<p>(2) 火 災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 別</th> <th colspan="6">火 災 種 別</th> <th colspan="5">損 害 額 (千円)</th> <th colspan="10">被 害 状 況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">建 物</th> <th rowspan="2">林 野</th> <th rowspan="2">車 両</th> <th rowspan="2">船 舶</th> <th rowspan="2">そ の 他</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">建 物</th> <th rowspan="2">林 野</th> <th rowspan="2">車 両</th> <th rowspan="2">船 舶</th> <th rowspan="2">そ の 他</th> <th colspan="4">焼 損 棟 数</th> <th colspan="3">り 災 世 帯</th> <th rowspan="2">り 災 人 員</th> <th colspan="2">損 傷 面 積</th> <th colspan="2">死 傷 者 数</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>全 焼</th> <th>半 焼</th> <th>部 分 焼</th> <th>ぼ や</th> <th>計</th> <th>全 損</th> <th>半 損</th> <th>小 損</th> <th>建 物 (㎡)</th> <th>林 野 (a)</th> <th>死 者</th> <th>傷 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>39</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>22,972</td> <td>20,736</td> <td>0</td> <td>847</td> <td>0</td> <td>1,389</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>457</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>30</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>12,662</td> <td>10,695</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>1,910</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>347</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>39</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>50,985</td> <td>50,840</td> <td>0</td> <td>145</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>580</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	年 別	火 災 種 別						損 害 額 (千円)					被 害 状 況										計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 棟 数				り 災 世 帯			り 災 人 員	損 傷 面 積		死 傷 者 数		計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	計	全 損	半 損	小 損	建 物 (㎡)	林 野 (a)	死 者	傷 者	平成21年	39	6	18	2	0	13	22,972	20,736	0	847	0	1,389	16	7	1	5	3	6	4	0	2	20	457	36	1	0	平成22年	30	12	11	1	1	5	12,662	10,695	47	10	1,910	0	14	4	2	5	3	9	4	0	5	24	347	9	1	3	平成23年	39	14	12	1	0	12	50,985	50,840	0	145	0	0	20	9	1	4	6	9	2	0	7	19	580	31	0	4
年 次	件数			建 物							被 災 世 帯							被災人員	山林原野 焼失面積 (㎡)			その他 物件数	死 傷 者		損害額 (千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				焼失 面積 (㎡)	全 焼		半 焼		部分焼		総 数	全 損	半 損	小 損							死 者		負 傷 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		住 宅	非 住 宅		住 宅	非 住 宅	住 宅	非 住 宅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成15年	31	12	568	3	1	1	0	4	3	10	3	1	6	20	6	7,300	13	0	5	32,624																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成16年	55	19	1,222	6	0	1	2	7	3	17	5	2	10	43	11	2,000	25	2	6	83,758																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成17年	45	15	1,163	6	0	1	1	4	1	10	4	1	5	29	17	1,100	13	1	3	56,974																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成18年	24	6	415	3	0	0	0	1	0	6	3	1	2	17	5	1,100	13	2	3	24,014																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成19年	38	13	850	3	4	0	0	3	0	13	5	1	7	59	13	2,500	12	0	6	68,807																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成20年	40	14	861	1	3	0	2	3	2	11	1	1	9	38	9	1,800	17	0	6	60,459																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成21年	39	6	457	4	1	0	0	1	0	6	4	0	2	20	18	3,600	15	1	0	22,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年 別	火 災 種 別						損 害 額 (千円)					被 害 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 棟 数				り 災 世 帯			り 災 人 員	損 傷 面 積		死 傷 者 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
													計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	計	全 損		半 損	小 損	建 物 (㎡)	林 野 (a)	死 者	傷 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
平成21年	39	6	18	2	0	13	22,972	20,736	0	847	0	1,389	16	7	1	5	3	6	4	0	2	20	457	36	1	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
平成22年	30	12	11	1	1	5	12,662	10,695	47	10	1,910	0	14	4	2	5	3	9	4	0	5	24	347	9	1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
平成23年	39	14	12	1	0	12	50,985	50,840	0	145	0	0	20	9	1	4	6	9	2	0	7	19	580	31	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

頁	現行計画																修正計画																																
	平成22年	30	12	347	2	2	1	1	2	1	9	4	0	5	24	11	2,800	7	1	3	12,662	平成	24	21	4	4	0	0	13	40,721	40,721	0	0	0	0	6	3	2	1	0	3	2	1	0	8	468	34	1	2
	平成23年	39	14	580	2	4	0	0	3	0	9	2	0	7	19	12	3,100	13	0	4	50,985	平成	25	30	8	6	0	0	16	100,080	100,080	0	0	0	0	10	4	3	2	1	7	4	1	2	17	768	22	0	4
	平成24年	21	4	468	2	1	0	1	0	0	3	2	1	0	8	4	3,400	13	1	2	40,721	平成	26	27	8	4	0	0	15	16,959	16,927	0	30	0	2	14	5	0	5	4	5	3	0	2	9	462	8	1	2
																						平成	27	23	6	2	1	1	13	18,207	2,573	0	18	15,228	388	6	3	0	0	3	4	0	0	4	4	79	2	0	0
																						平成	28	20	4	4	0	1	11	10,816	9,385	0	0	1,423	8	4	1	2	0	1	6	1	4	1	11	266	2	0	2
																						平成	29	24	5	6	1	1	11	27,875	23,884	0	137	3,264	590	10	4	2	1	3	2	2	0	0	4	655	6	2	3
																						平成	30	36	7	8	0	1	20	562,715	5,298	49	0	557,337	31	10	2	0	4	4	6	1	0	5	17	26,129	4,365	2	1

19 (イ) 消防団の名称及び管轄区域

① 郷ノ浦地区

名 称	管 轄 区 域
機 動 分 団	郷ノ浦町一円
第 1 分 団	武生水地区
第 2 分 団	渡良地区
第 3 分 団	柳田地区
第 4 分 団	沼津地区
第 5 分 団	志原地区
第 6 分 団	初山地区
第 7 分 団	三島地区

(イ) 消防団の名称及び管轄区域

① 郷ノ浦地区

(H31.4.1現在)

分 団	管 轄 区 域	団 員 数	人 口	団員1名に 対する人口
地 区 本 部	郷ノ浦町全域	22 (7)	9,844	447.45
起 動 分 団	郷ノ浦町全域	42	9,844	234.38
第 1 分 団	武生水地区	36	4,531	125.86
第 2 分 団	渡良地区	36	1,275	35.42
第 3 分 団	柳田地区	23	827	35.96
第 4 分 団	沼津地区	24	906	37.75
第 5 分 団	志原地区	24	935	39.00
第 6 分 団	初山地区	35	1,066	30.46
第 7 分 団	三島地区	53 (25)	304	5.74

頁	現行計画	修正計画																																																																																									
20	<p>② 勝本地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団</td> <td>勝本浦東部</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>勝本町一円</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>勝本浦西部</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td>東・新城地区</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>大久保・坂本・仲・西戸地区</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>勝本町一円(機動隊)</td> </tr> <tr> <td>第7分団</td> <td>本宮仲・西・東地区・布気地区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	管轄区域	第1分団	勝本浦東部	第2分団	勝本町一円	第3分団	勝本浦西部	第4分団	東・新城地区	第5分団	大久保・坂本・仲・西戸地区	第6分団	勝本町一円(機動隊)	第7分団	本宮仲・西・東地区・布気地区	<p>② 勝本地区 (H31.4.1現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団</th> <th>管轄区域</th> <th>団員数</th> <th>人口</th> <th>団員1名に対する人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区本部</td> <td>勝本町全域</td> <td>15</td> <td>5,432</td> <td>362.13</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td>勝本浦東部</td> <td>28</td> <td>893</td> <td>31.89</td> </tr> <tr> <td>第2分団 機動隊</td> <td>勝本町全域</td> <td>15</td> <td>5,432</td> <td>362.13</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>勝本浦西部</td> <td>22</td> <td>1,090</td> <td>49.55</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td>東・新城地区</td> <td>25</td> <td>855</td> <td>34.20</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>仲・西戸・大久保・坂本地区</td> <td>34</td> <td>1,071</td> <td>31.50</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>立石、湯ノ本、湯ノ浦、本宮南</td> <td>42</td> <td>951</td> <td>22.64</td> </tr> <tr> <td>第7分団</td> <td>百合畑、布気、上場、本宮(仲、東、西)</td> <td>26</td> <td>572</td> <td>22.00</td> </tr> </tbody> </table>	分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口	地区本部	勝本町全域	15	5,432	362.13	第1分団	勝本浦東部	28	893	31.89	第2分団 機動隊	勝本町全域	15	5,432	362.13	第3分団	勝本浦西部	22	1,090	49.55	第4分団	東・新城地区	25	855	34.20	第5分団	仲・西戸・大久保・坂本地区	34	1,071	31.50	第6分団	立石、湯ノ本、湯ノ浦、本宮南	42	951	22.64	第7分団	百合畑、布気、上場、本宮(仲、東、西)	26	572	22.00																												
名称	管轄区域																																																																																										
第1分団	勝本浦東部																																																																																										
第2分団	勝本町一円																																																																																										
第3分団	勝本浦西部																																																																																										
第4分団	東・新城地区																																																																																										
第5分団	大久保・坂本・仲・西戸地区																																																																																										
第6分団	勝本町一円(機動隊)																																																																																										
第7分団	本宮仲・西・東地区・布気地区																																																																																										
分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口																																																																																							
地区本部	勝本町全域	15	5,432	362.13																																																																																							
第1分団	勝本浦東部	28	893	31.89																																																																																							
第2分団 機動隊	勝本町全域	15	5,432	362.13																																																																																							
第3分団	勝本浦西部	22	1,090	49.55																																																																																							
第4分団	東・新城地区	25	855	34.20																																																																																							
第5分団	仲・西戸・大久保・坂本地区	34	1,071	31.50																																																																																							
第6分団	立石、湯ノ本、湯ノ浦、本宮南	42	951	22.64																																																																																							
第7分団	百合畑、布気、上場、本宮(仲、東、西)	26	572	22.00																																																																																							
20	<p>③ 芦辺地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団 (機動分団)</td> <td>(芦辺町一円) 芦辺浦(緑ヶ丘、吉ヶ久保を含む。)、大石触一円</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>八幡浦、棚江の一部(外海外原線、真竹外海線以東)一円</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>諸吉(大石、棚江の一部、吉ヶ久保を除く。)一円</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td>深江一円</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>中野郷(緑ヶ丘を除く。)一円</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>湯岳一円</td> </tr> <tr> <td>第7分団</td> <td>住吉一円</td> </tr> <tr> <td>第8分団</td> <td>国分一円</td> </tr> <tr> <td>第9分団 (機動分団)</td> <td>(芦辺町一円) 瀬戸浦</td> </tr> <tr> <td>第10分団</td> <td>瀬戸浦</td> </tr> <tr> <td>第11分団</td> <td>箱崎一円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	管轄区域	第1分団 (機動分団)	(芦辺町一円) 芦辺浦(緑ヶ丘、吉ヶ久保を含む。)、大石触一円	第2分団	八幡浦、棚江の一部(外海外原線、真竹外海線以東)一円	第3分団	諸吉(大石、棚江の一部、吉ヶ久保を除く。)一円	第4分団	深江一円	第5分団	中野郷(緑ヶ丘を除く。)一円	第6分団	湯岳一円	第7分団	住吉一円	第8分団	国分一円	第9分団 (機動分団)	(芦辺町一円) 瀬戸浦	第10分団	瀬戸浦	第11分団	箱崎一円	<p>③ 芦辺地区 (H31.4.1現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団</th> <th>管轄区域</th> <th>団員数</th> <th>人口</th> <th>団員1名に対する人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区本部</td> <td>芦辺町全域</td> <td>4</td> <td>7,143</td> <td>1,785.75</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td>芦辺浦地区全域及び諸吉の一部 (大石、吉ヶ久保)</td> <td>34</td> <td>846</td> <td>24.88</td> </tr> <tr> <td>第2分団 機動隊</td> <td>八幡浦地区全域及び棚江の一部 (外海外原線、真竹外海線以東)</td> <td>28</td> <td>903</td> <td>32.25</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>諸吉地区一円 (大石、緑ヶ丘、吉ヶ久保、棚江の一部を除く)</td> <td>38</td> <td>941</td> <td>24.76</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td>深江地区全域</td> <td>28</td> <td>539</td> <td>19.25</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>中野郷地区全域(緑ヶ丘を除く)</td> <td>23</td> <td>461</td> <td>20.04</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>芦辺町湯岳地区全域</td> <td>21(4)</td> <td>249</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>第7分団</td> <td>住吉地区全域</td> <td>14</td> <td>268</td> <td>19.14</td> </tr> <tr> <td>第8分団</td> <td>国分地区全域</td> <td>21</td> <td>407</td> <td>19.38</td> </tr> <tr> <td>第9分団</td> <td>瀬戸浦地区</td> <td>26</td> <td>615</td> <td>23.65</td> </tr> <tr> <td>第10分団</td> <td>瀬戸浦地区</td> <td>39</td> <td>634</td> <td>16.28</td> </tr> <tr> <td>第11分団</td> <td>箱崎地区全域</td> <td>40</td> <td>1,280</td> <td>32.00</td> </tr> </tbody> </table>	分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口	地区本部	芦辺町全域	4	7,143	1,785.75	第1分団	芦辺浦地区全域及び諸吉の一部 (大石、吉ヶ久保)	34	846	24.88	第2分団 機動隊	八幡浦地区全域及び棚江の一部 (外海外原線、真竹外海線以東)	28	903	32.25	第3分団	諸吉地区一円 (大石、緑ヶ丘、吉ヶ久保、棚江の一部を除く)	38	941	24.76	第4分団	深江地区全域	28	539	19.25	第5分団	中野郷地区全域(緑ヶ丘を除く)	23	461	20.04	第6分団	芦辺町湯岳地区全域	21(4)	249	11.86	第7分団	住吉地区全域	14	268	19.14	第8分団	国分地区全域	21	407	19.38	第9分団	瀬戸浦地区	26	615	23.65	第10分団	瀬戸浦地区	39	634	16.28	第11分団	箱崎地区全域	40	1,280	32.00
名称	管轄区域																																																																																										
第1分団 (機動分団)	(芦辺町一円) 芦辺浦(緑ヶ丘、吉ヶ久保を含む。)、大石触一円																																																																																										
第2分団	八幡浦、棚江の一部(外海外原線、真竹外海線以東)一円																																																																																										
第3分団	諸吉(大石、棚江の一部、吉ヶ久保を除く。)一円																																																																																										
第4分団	深江一円																																																																																										
第5分団	中野郷(緑ヶ丘を除く。)一円																																																																																										
第6分団	湯岳一円																																																																																										
第7分団	住吉一円																																																																																										
第8分団	国分一円																																																																																										
第9分団 (機動分団)	(芦辺町一円) 瀬戸浦																																																																																										
第10分団	瀬戸浦																																																																																										
第11分団	箱崎一円																																																																																										
分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口																																																																																							
地区本部	芦辺町全域	4	7,143	1,785.75																																																																																							
第1分団	芦辺浦地区全域及び諸吉の一部 (大石、吉ヶ久保)	34	846	24.88																																																																																							
第2分団 機動隊	八幡浦地区全域及び棚江の一部 (外海外原線、真竹外海線以東)	28	903	32.25																																																																																							
第3分団	諸吉地区一円 (大石、緑ヶ丘、吉ヶ久保、棚江の一部を除く)	38	941	24.76																																																																																							
第4分団	深江地区全域	28	539	19.25																																																																																							
第5分団	中野郷地区全域(緑ヶ丘を除く)	23	461	20.04																																																																																							
第6分団	芦辺町湯岳地区全域	21(4)	249	11.86																																																																																							
第7分団	住吉地区全域	14	268	19.14																																																																																							
第8分団	国分地区全域	21	407	19.38																																																																																							
第9分団	瀬戸浦地区	26	615	23.65																																																																																							
第10分団	瀬戸浦地区	39	634	16.28																																																																																							
第11分団	箱崎地区全域	40	1,280	32.00																																																																																							

頁	現行計画	修正計画																																																						
21	<p>④ 石田地区</p> <table border="1" data-bbox="240 289 1210 682"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 分 団</td> <td>君ヶ浦、田の中</td> </tr> <tr> <td>第 2 分 団</td> <td>本町、祝町</td> </tr> <tr> <td>第 3 分 団</td> <td>本村、南、石田西、石田東、筒城</td> </tr> <tr> <td>第 4 分 団</td> <td>山崎</td> </tr> <tr> <td>第 5 分 団</td> <td>池田</td> </tr> <tr> <td>第 6 分 団</td> <td>久喜、湯岳</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	管 轄 区 域	第 1 分 団	君ヶ浦、田の中	第 2 分 団	本町、祝町	第 3 分 団	本村、南、石田西、石田東、筒城	第 4 分 団	山崎	第 5 分 団	池田	第 6 分 団	久喜、湯岳	<p>④ 石田地区 (H31.4.1現在)</p> <table border="1" data-bbox="1596 262 2819 758"> <thead> <tr> <th>分 団</th> <th>管轄区域</th> <th>団員数</th> <th>人口</th> <th>団員1名に 対する人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 区 本 部</td> <td>石田町全域</td> <td>12</td> <td>4,218</td> <td>351.50</td> </tr> <tr> <td>第 1 分 団</td> <td>印通寺浦地区(君ヶ浦西、君ヶ浦東、田ノ中)</td> <td>28</td> <td>585</td> <td>20.89</td> </tr> <tr> <td>第 2 分 団</td> <td>印通寺浦地区(本町、祝町)</td> <td>20</td> <td>640</td> <td>32.00</td> </tr> <tr> <td>第 3 分 団</td> <td>石田、筒城地区全域</td> <td>28</td> <td>1,696</td> <td>60.57</td> </tr> <tr> <td>第 4 分 団</td> <td>山崎地区全域</td> <td>25 (10)</td> <td>138</td> <td>5.52</td> </tr> <tr> <td>第 5 分 団</td> <td>池田地区全域</td> <td>26</td> <td>542</td> <td>20.85</td> </tr> <tr> <td>第 6 分 団</td> <td>久喜、湯岳地区全域</td> <td>28</td> <td>617</td> <td>22.04</td> </tr> </tbody> </table>	分 団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口	地 区 本 部	石田町全域	12	4,218	351.50	第 1 分 団	印通寺浦地区(君ヶ浦西、君ヶ浦東、田ノ中)	28	585	20.89	第 2 分 団	印通寺浦地区(本町、祝町)	20	640	32.00	第 3 分 団	石田、筒城地区全域	28	1,696	60.57	第 4 分 団	山崎地区全域	25 (10)	138	5.52	第 5 分 団	池田地区全域	26	542	20.85	第 6 分 団	久喜、湯岳地区全域	28	617	22.04
名 称	管 轄 区 域																																																							
第 1 分 団	君ヶ浦、田の中																																																							
第 2 分 団	本町、祝町																																																							
第 3 分 団	本村、南、石田西、石田東、筒城																																																							
第 4 分 団	山崎																																																							
第 5 分 団	池田																																																							
第 6 分 団	久喜、湯岳																																																							
分 団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口																																																				
地 区 本 部	石田町全域	12	4,218	351.50																																																				
第 1 分 団	印通寺浦地区(君ヶ浦西、君ヶ浦東、田ノ中)	28	585	20.89																																																				
第 2 分 団	印通寺浦地区(本町、祝町)	20	640	32.00																																																				
第 3 分 団	石田、筒城地区全域	28	1,696	60.57																																																				
第 4 分 団	山崎地区全域	25 (10)	138	5.52																																																				
第 5 分 団	池田地区全域	26	542	20.85																																																				
第 6 分 団	久喜、湯岳地区全域	28	617	22.04																																																				
27	<p>(3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。</p> <p>ア 動員配備・参集方法 イ 本部の設営方法 ウ <u>防災行政無線</u>ほか各種機器の操作方法等</p>	<p>(3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。</p> <p>ア 動員配備・参集方法 イ 本部の設営方法 ウ <u>告知放送</u>ほか各種機器の操作方法等</p>																																																						
29	<p>さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、<u>防災行政無線</u>、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p>	<p>さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、<u>告知放送</u>、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p>																																																						
29	<p>1 <u>市防災行政無線の整備拡充</u></p> <p>(1) 大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、<u>全市をデジタル化した防災行政無線等の整備拡充に努める。</u>本市の保有する無線通信施設は、資料3-3のとおりである。</p>	<p>1 <u>告知放送システムの整備拡充</u></p> <p>(1) 大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、<u>告知放送システム等の整備拡充に努める。</u></p>																																																						
31	<p>大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うことについても整備しておく。</p>	<p>大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うこと及び<u>受援体制</u>についても整備しておく。</p>																																																						
33	<p>(1) 消防通信手段の整備状況</p> <p><u>従来のアナログ無線通信方式の消防無線をデジタル無線通信方式により消防・救急業務及び消防団との無線通信網として構築するため消防・救急デジタル無線システムを整備した。</u></p>	<p>(1) 消防通信手段の整備状況</p> <p>(1) 消防通信手段の整備状況</p> <p>消防・救急業務及び消防団との無線通信網として構築するため消防・救急デジタル無線システムを整備している。</p>																																																						

壱岐市地域防災計画【本編】修正 (新旧対照表)

頁	現行計画	修正計画
45	<p>14 避難に関する広報</p> <p>指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。</p> <p>また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、<u>防災行政無線</u>等の整備を推進する。</p>	<p>14 避難に関する広報</p> <p>指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。</p> <p>また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、<u>告知放送システム</u>等の整備を推進する。</p>
48	<p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、<u>毎年</u> 1 回、総合防災訓練を実施する。</p>	<p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、<u>2 年に 1 回</u>、総合防災訓練を実施する。</p>
59	<p>また、避難行動要支援者宅及び避難行動要支援者施設への<u>防災行政無線</u>と連動した防災ラジオの整備を図る。</p>	<p>また、避難行動要支援者宅及び避難行動要支援者施設への<u>告知放送システム</u>と連動した防災ラジオの整備を図る。</p>

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																																																																																																																				
68	<p style="text-align: center;">吉崎市災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>班</th> <th>班 長</th> <th>副 班 長</th> <th>班 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部 (総務部長)</td> <td>総務対策班</td> <td>総務課長</td> <td></td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>財 政 班</td> <td>財政課長</td> <td>管財課長 会計課長 管財課主幹</td> <td>財政課・管財課・会計課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興部 (企画振興部長)</td> <td>情報管理班</td> <td>政策企画課長</td> <td></td> <td>政策企画課</td> </tr> <tr> <td>観光商工班</td> <td>観光商工課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民部 (市民部長)</td> <td>調 査 班</td> <td>税務課長</td> <td>税務課主幹</td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td>市民福祉班</td> <td>市民福祉課長</td> <td>子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長 主幹兼特別養護老 人ホーム所長</td> <td>市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人ホーム・ 地域生活ホーム・障 害者地域活動支援 センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健環境・病院部 (保健環境部長) (病院部長)</td> <td>環境衛生班</td> <td>環境衛生課長</td> <td></td> <td>環境衛生課・各環境 管理施設</td> </tr> <tr> <td>健康保健・ 病 院 班</td> <td>健康保健課長 病院管理課長</td> <td>健康保健課主幹</td> <td>健康保健課 病院管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部 (農林水産部長)</td> <td>農 林 班</td> <td>農林課長</td> <td>農業委員会事務局 長 農林課主幹</td> <td>農林課・農業委員会</td> </tr> <tr> <td>家畜衛生班</td> <td>家畜診療所長</td> <td></td> <td>家畜診療所</td> </tr> <tr> <td>水 産 班</td> <td>水産課長</td> <td></td> <td>水産課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設部 (建設部長)</td> <td>土 木 建 築 班</td> <td>建設課長</td> <td>建設課主幹</td> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td>水 道 班</td> <td>上下水道課長</td> <td>上下水道課主幹</td> <td>上下水道課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育部 (教育次長)</td> <td>教 育 総 務 班</td> <td>教育総務課長</td> <td>学校教育課長 学校給食センター 長</td> <td>教育総務課・学校 教育課・幼稚園・給 食センター</td> </tr> <tr> <td>社会教育・ 文化財班</td> <td>社会教育課長</td> <td>国体準備室長 文化財課長</td> <td>社会教育課・文化財 課・文化ホール・郷 土館・国体推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消防部 (消防長)</td> <td>消防総務班</td> <td>総務課長</td> <td></td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>予 防 班</td> <td>予防課長</td> <td></td> <td>予防課</td> </tr> <tr> <td>警 防 班</td> <td>警防課長</td> <td></td> <td>警防課</td> </tr> <tr> <td>消 防 班</td> <td>消防署長 消防団長</td> <td></td> <td>消防署・支署出張 所・市消防団</td> </tr> <tr> <td>議会・監査部 (議会事務局長)</td> <td>議 会 ・ 監 査 班</td> <td>議会事務局次長</td> <td>監査委員事務局長</td> <td>議会事務局・監査委 員事務局</td> </tr> <tr> <td>郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長</td> <td></td> <td>郷ノ浦支所・総務 課・事務所・市民福 祉課</td> </tr> <tr> <td>勝本支所 (勝本支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>勝本支所長 建設課長</td> <td>建設課主幹</td> <td>勝本支所・事務所・ 建設課</td> </tr> <tr> <td>芦辺支所 (芦辺支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>芦辺支所長 環境衛生課長健康 保健課長</td> <td></td> <td>芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保 健課</td> </tr> <tr> <td>石田支所 (石田支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>石田支所長 農林課長</td> <td>農林課主幹</td> <td>石田支所 農林課</td> </tr> </tbody> </table>	区分	班	班 長	副 班 長	班 員	総務部 (総務部長)	総務対策班	総務課長		総務課	財 政 班	財政課長	管財課長 会計課長 管財課主幹	財政課・管財課・会計課	企画振興部 (企画振興部長)	情報管理班	政策企画課長		政策企画課	観光商工班	観光商工課長			市民部 (市民部長)	調 査 班	税務課長	税務課主幹	税務課	市民福祉班	市民福祉課長	子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長 主幹兼特別養護老 人ホーム所長	市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人ホーム・ 地域生活ホーム・障 害者地域活動支援 センター	保健環境・病院部 (保健環境部長) (病院部長)	環境衛生班	環境衛生課長		環境衛生課・各環境 管理施設	健康保健・ 病 院 班	健康保健課長 病院管理課長	健康保健課主幹	健康保健課 病院管理課	農林水産部 (農林水産部長)	農 林 班	農林課長	農業委員会事務局 長 農林課主幹	農林課・農業委員会	家畜衛生班	家畜診療所長		家畜診療所	水 産 班	水産課長		水産課	建設部 (建設部長)	土 木 建 築 班	建設課長	建設課主幹	建設課	水 道 班	上下水道課長	上下水道課主幹	上下水道課	教育部 (教育次長)	教 育 総 務 班	教育総務課長	学校教育課長 学校給食センター 長	教育総務課・学校 教育課・幼稚園・給 食センター	社会教育・ 文化財班	社会教育課長	国体準備室長 文化財課長	社会教育課・文化財 課・文化ホール・郷 土館・国体推進課	消防部 (消防長)	消防総務班	総務課長		総務課	予 防 班	予防課長		予防課	警 防 班	警防課長		警防課	消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張 所・市消防団	議会・監査部 (議会事務局長)	議 会 ・ 監 査 班	議会事務局次長	監査委員事務局長	議会事務局・監査委 員事務局	郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市 民 生 活 班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所・総務 課・事務所・市民福 祉課	勝本支所 (勝本支所長)	市 民 生 活 班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務所・ 建設課	芦辺支所 (芦辺支所長)	市 民 生 活 班	芦辺支所長 環境衛生課長健康 保健課長		芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保 健課	石田支所 (石田支所長)	市 民 生 活 班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課	<p style="text-align: center;">吉崎市災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>班</th> <th>班 長</th> <th>副 班 長</th> <th>班 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部 (総務部長)</td> <td>総務対策班</td> <td>危機管理課長</td> <td>総務課長</td> <td>危機管理課・総務課</td> </tr> <tr> <td>財 政 班</td> <td>財政課長</td> <td>管財課長 SDGs未来課長 会計課長</td> <td>財政課・管財課・会計課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興部 (企画振興部長)</td> <td>情報管理班</td> <td>政策企画課長</td> <td></td> <td>政策企画課</td> </tr> <tr> <td>観光商工班</td> <td>観光課長</td> <td>商工振興課長</td> <td>観光課・商工振興課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民部 (市民部長)</td> <td>調 査 班</td> <td>税務課長</td> <td>税務課主幹</td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td>市民福祉班</td> <td>市民福祉課長</td> <td>子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長</td> <td>市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人ホーム・ 地域生活ホーム・障 害者地域活動支援 センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健環境部 (保健環境部長)</td> <td>環 境 衛 生 班</td> <td>環境衛生課長</td> <td></td> <td>環境衛生課・各環境 管理施設</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 健 班</td> <td>保険課長 健康増進課長</td> <td>保険課主幹・健康増 進課主幹</td> <td>保険課・健康増進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部 (農林水産部長)</td> <td>農 林 班</td> <td>農林課長</td> <td>農業委員会事務局 長 農林課主幹</td> <td>農林課・農業委員会</td> </tr> <tr> <td>家畜衛生班</td> <td>家畜診療所長</td> <td></td> <td>家畜診療所</td> </tr> <tr> <td>水 産 班</td> <td>水産課長</td> <td></td> <td>水産課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設部 (建設部長)</td> <td>土 木 建 築 班</td> <td>建設課長</td> <td>建設課主幹</td> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td>水 道 班</td> <td>上下水道課長</td> <td>上下水道課主幹</td> <td>上下水道課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育部 (教育次長)</td> <td>教 育 総 務 班</td> <td>教育総務課長</td> <td>学校教育課長 学校給食センター 長</td> <td>教育総務課・学校 教育課・幼稚園・給 食センター</td> </tr> <tr> <td>社会教育・ 文化財班</td> <td>社会教育課長</td> <td></td> <td>社会教育課文化ホ ール・郷土館</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消防部 (消防長)</td> <td>消防総務班</td> <td>総務課長</td> <td></td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>予 防 班</td> <td>予防課長</td> <td></td> <td>予防課</td> </tr> <tr> <td>警 防 班</td> <td>警防課長</td> <td></td> <td>警防課</td> </tr> <tr> <td>消 防 班</td> <td>消防署長 消防団長</td> <td></td> <td>消防署・支署出張 所・市消防団</td> </tr> <tr> <td>議会・監査部 (議会事務局長)</td> <td>議 会 ・ 監 査 班</td> <td>議会事務局次長</td> <td>監査委員事務局長</td> <td>議会事務局・監査委 員事務局</td> </tr> <tr> <td>郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長</td> <td></td> <td>郷ノ浦支所・総務 課・事務所・市民福 祉課</td> </tr> <tr> <td>勝本支所 (勝本支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>勝本支所長 建設課長</td> <td>建設課主幹</td> <td>勝本支所・事務所・ 建設課</td> </tr> <tr> <td>芦辺支所 (芦辺支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>芦辺支所長 環境衛生課長健康 保健課長</td> <td></td> <td>芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保 健課</td> </tr> <tr> <td>石田支所 (石田支所長)</td> <td>市 民 生 活 班</td> <td>石田支所長 農林課長</td> <td>農林課主幹</td> <td>石田支所 農林課</td> </tr> </tbody> </table>	区分	班	班 長	副 班 長	班 員	総務部 (総務部長)	総務対策班	危機管理課長	総務課長	危機管理課・総務課	財 政 班	財政課長	管財課長 SDGs未来課長 会計課長	財政課・管財課・会計課	企画振興部 (企画振興部長)	情報管理班	政策企画課長		政策企画課	観光商工班	観光課長	商工振興課長	観光課・商工振興課	市民部 (市民部長)	調 査 班	税務課長	税務課主幹	税務課	市民福祉班	市民福祉課長	子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長	市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人ホーム・ 地域生活ホーム・障 害者地域活動支援 センター	保健環境部 (保健環境部長)	環 境 衛 生 班	環境衛生課長		環境衛生課・各環境 管理施設	健 康 保 健 班	保険課長 健康増進課長	保険課主幹・健康増 進課主幹	保険課・健康増進課	農林水産部 (農林水産部長)	農 林 班	農林課長	農業委員会事務局 長 農林課主幹	農林課・農業委員会	家畜衛生班	家畜診療所長		家畜診療所	水 産 班	水産課長		水産課	建設部 (建設部長)	土 木 建 築 班	建設課長	建設課主幹	建設課	水 道 班	上下水道課長	上下水道課主幹	上下水道課	教育部 (教育次長)	教 育 総 務 班	教育総務課長	学校教育課長 学校給食センター 長	教育総務課・学校 教育課・幼稚園・給 食センター	社会教育・ 文化財班	社会教育課長		社会教育課文化ホ ール・郷土館	消防部 (消防長)	消防総務班	総務課長		総務課	予 防 班	予防課長		予防課	警 防 班	警防課長		警防課	消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張 所・市消防団	議会・監査部 (議会事務局長)	議 会 ・ 監 査 班	議会事務局次長	監査委員事務局長	議会事務局・監査委 員事務局	郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市 民 生 活 班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所・総務 課・事務所・市民福 祉課	勝本支所 (勝本支所長)	市 民 生 活 班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務所・ 建設課	芦辺支所 (芦辺支所長)	市 民 生 活 班	芦辺支所長 環境衛生課長健康 保健課長		芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保 健課	石田支所 (石田支所長)	市 民 生 活 班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課
区分	班	班 長	副 班 長	班 員																																																																																																																																																																																																																																		
総務部 (総務部長)	総務対策班	総務課長		総務課																																																																																																																																																																																																																																		
	財 政 班	財政課長	管財課長 会計課長 管財課主幹	財政課・管財課・会計課																																																																																																																																																																																																																																		
企画振興部 (企画振興部長)	情報管理班	政策企画課長		政策企画課																																																																																																																																																																																																																																		
	観光商工班	観光商工課長																																																																																																																																																																																																																																				
市民部 (市民部長)	調 査 班	税務課長	税務課主幹	税務課																																																																																																																																																																																																																																		
	市民福祉班	市民福祉課長	子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長 主幹兼特別養護老 人ホーム所長	市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人ホーム・ 地域生活ホーム・障 害者地域活動支援 センター																																																																																																																																																																																																																																		
保健環境・病院部 (保健環境部長) (病院部長)	環境衛生班	環境衛生課長		環境衛生課・各環境 管理施設																																																																																																																																																																																																																																		
	健康保健・ 病 院 班	健康保健課長 病院管理課長	健康保健課主幹	健康保健課 病院管理課																																																																																																																																																																																																																																		
農林水産部 (農林水産部長)	農 林 班	農林課長	農業委員会事務局 長 農林課主幹	農林課・農業委員会																																																																																																																																																																																																																																		
	家畜衛生班	家畜診療所長		家畜診療所																																																																																																																																																																																																																																		
	水 産 班	水産課長		水産課																																																																																																																																																																																																																																		
建設部 (建設部長)	土 木 建 築 班	建設課長	建設課主幹	建設課																																																																																																																																																																																																																																		
	水 道 班	上下水道課長	上下水道課主幹	上下水道課																																																																																																																																																																																																																																		
教育部 (教育次長)	教 育 総 務 班	教育総務課長	学校教育課長 学校給食センター 長	教育総務課・学校 教育課・幼稚園・給 食センター																																																																																																																																																																																																																																		
	社会教育・ 文化財班	社会教育課長	国体準備室長 文化財課長	社会教育課・文化財 課・文化ホール・郷 土館・国体推進課																																																																																																																																																																																																																																		
消防部 (消防長)	消防総務班	総務課長		総務課																																																																																																																																																																																																																																		
	予 防 班	予防課長		予防課																																																																																																																																																																																																																																		
	警 防 班	警防課長		警防課																																																																																																																																																																																																																																		
	消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張 所・市消防団																																																																																																																																																																																																																																		
議会・監査部 (議会事務局長)	議 会 ・ 監 査 班	議会事務局次長	監査委員事務局長	議会事務局・監査委 員事務局																																																																																																																																																																																																																																		
郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市 民 生 活 班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所・総務 課・事務所・市民福 祉課																																																																																																																																																																																																																																		
勝本支所 (勝本支所長)	市 民 生 活 班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務所・ 建設課																																																																																																																																																																																																																																		
芦辺支所 (芦辺支所長)	市 民 生 活 班	芦辺支所長 環境衛生課長健康 保健課長		芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保 健課																																																																																																																																																																																																																																		
石田支所 (石田支所長)	市 民 生 活 班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課																																																																																																																																																																																																																																		
区分	班	班 長	副 班 長	班 員																																																																																																																																																																																																																																		
総務部 (総務部長)	総務対策班	危機管理課長	総務課長	危機管理課・総務課																																																																																																																																																																																																																																		
	財 政 班	財政課長	管財課長 SDGs未来課長 会計課長	財政課・管財課・会計課																																																																																																																																																																																																																																		
企画振興部 (企画振興部長)	情報管理班	政策企画課長		政策企画課																																																																																																																																																																																																																																		
	観光商工班	観光課長	商工振興課長	観光課・商工振興課																																																																																																																																																																																																																																		
市民部 (市民部長)	調 査 班	税務課長	税務課主幹	税務課																																																																																																																																																																																																																																		
	市民福祉班	市民福祉課長	子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長	市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人ホーム・ 地域生活ホーム・障 害者地域活動支援 センター																																																																																																																																																																																																																																		
保健環境部 (保健環境部長)	環 境 衛 生 班	環境衛生課長		環境衛生課・各環境 管理施設																																																																																																																																																																																																																																		
	健 康 保 健 班	保険課長 健康増進課長	保険課主幹・健康増 進課主幹	保険課・健康増進課																																																																																																																																																																																																																																		
農林水産部 (農林水産部長)	農 林 班	農林課長	農業委員会事務局 長 農林課主幹	農林課・農業委員会																																																																																																																																																																																																																																		
	家畜衛生班	家畜診療所長		家畜診療所																																																																																																																																																																																																																																		
	水 産 班	水産課長		水産課																																																																																																																																																																																																																																		
建設部 (建設部長)	土 木 建 築 班	建設課長	建設課主幹	建設課																																																																																																																																																																																																																																		
	水 道 班	上下水道課長	上下水道課主幹	上下水道課																																																																																																																																																																																																																																		
教育部 (教育次長)	教 育 総 務 班	教育総務課長	学校教育課長 学校給食センター 長	教育総務課・学校 教育課・幼稚園・給 食センター																																																																																																																																																																																																																																		
	社会教育・ 文化財班	社会教育課長		社会教育課文化ホ ール・郷土館																																																																																																																																																																																																																																		
消防部 (消防長)	消防総務班	総務課長		総務課																																																																																																																																																																																																																																		
	予 防 班	予防課長		予防課																																																																																																																																																																																																																																		
	警 防 班	警防課長		警防課																																																																																																																																																																																																																																		
	消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張 所・市消防団																																																																																																																																																																																																																																		
議会・監査部 (議会事務局長)	議 会 ・ 監 査 班	議会事務局次長	監査委員事務局長	議会事務局・監査委 員事務局																																																																																																																																																																																																																																		
郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市 民 生 活 班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所・総務 課・事務所・市民福 祉課																																																																																																																																																																																																																																		
勝本支所 (勝本支所長)	市 民 生 活 班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務所・ 建設課																																																																																																																																																																																																																																		
芦辺支所 (芦辺支所長)	市 民 生 活 班	芦辺支所長 環境衛生課長健康 保健課長		芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保 健課																																																																																																																																																																																																																																		
石田支所 (石田支所長)	市 民 生 活 班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課																																																																																																																																																																																																																																		

頁	現行計画			修正計画		
69	(5) 災害対策本部各部の所掌事務			(5) 災害対策本部各部の所掌事務		
	対策部等	班(課等)名	掌 握 事 務	対策部等	班(課等)名	掌 握 事 務
	総務 総務部長	総務対策班 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関する事。 ・原子力災害合同対策協議会に関する事。 ・災害状況の把握及び伝達に関する事。 ・国県に対する報告及び連絡調整に関する事。 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 ・自衛隊等の災害派遣要請に関する事。 ・防災行政無線の運用及びその他の通信の確保に関する事。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関する事。 ・報道機関との連絡調整、被害状況の発表に関する事。 ・災害関係の広報に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時における交通安全に関する事。 ・臨時ヘリポートの設置に関する事。 ・災害記録、写真に関する事。 	総務 総務部長	総務対策班 <u>危機管理課</u> 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関する事。 ・原子力災害合同対策協議会に関する事。 ・災害状況の把握及び伝達に関する事。 ・国県に対する報告及び連絡調整に関する事。 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 ・自衛隊等の災害派遣要請に関する事。 ・<u>告知放送システム</u>の運用及びその他の通信の確保に関する事。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関する事。 ・報道機関との連絡調整、被害状況の発表に関する事。 ・災害関係の広報に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時における交通安全に関する事。 ・臨時ヘリポートの設置に関する事。 ・災害記録、写真に関する事。
		財政班 財政課 管財課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・庁舎の応急対策に関する事。 		財政班 財政課 管財課 <u>SDGs 未来課</u> 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・庁舎の応急対策に関する事。
	企画振興 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	企画振興 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事
		<u>観光商工班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・観光客の安全に関する事。 ・必要物資等の確保あっせんに関する事。 ・商工業者の災害金融に関する事。 		<u>観光商工班</u> 観光課 <u>商工振興課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・観光客の安全に関する事。 ・必要物資等の確保あっせんに関する事。 ・商工業者の災害金融に関する事。
	市民 市民部長	調査班 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営支援に関する事。 	市民 市民部長	調査班 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営支援に関する事。 ・<u>住家の被害認定調査</u>
		市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム <u>特別養護老人ホーム</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・災害救助法に関する事。 ・義援金の交付、保管及び配布に関する事。 ・安否確認に関する事。 ・避難所の設置、避難者の収容に関する事。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関する事。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・保育所入園児の安全対策に関する事。 ・災害援助物資の受入れ、供給に関する事。 ・ボランティアの受入れに関する事。 ・生活福祉資金に関する事。 		市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・災害救助法に関する事。 ・<u>罹災証明書の交付</u>に関する事 ・義援金の交付、保管及び配布に関する事。 ・安否確認に関する事。 ・避難所の設置、避難者の収容に関する事。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関する事。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・保育所入園児の安全対策に関する事。 ・災害援助物資の受入れ、供給に関する事。 ・ボランティアの受入れに関する事。 ・生活福祉資金に関する事。

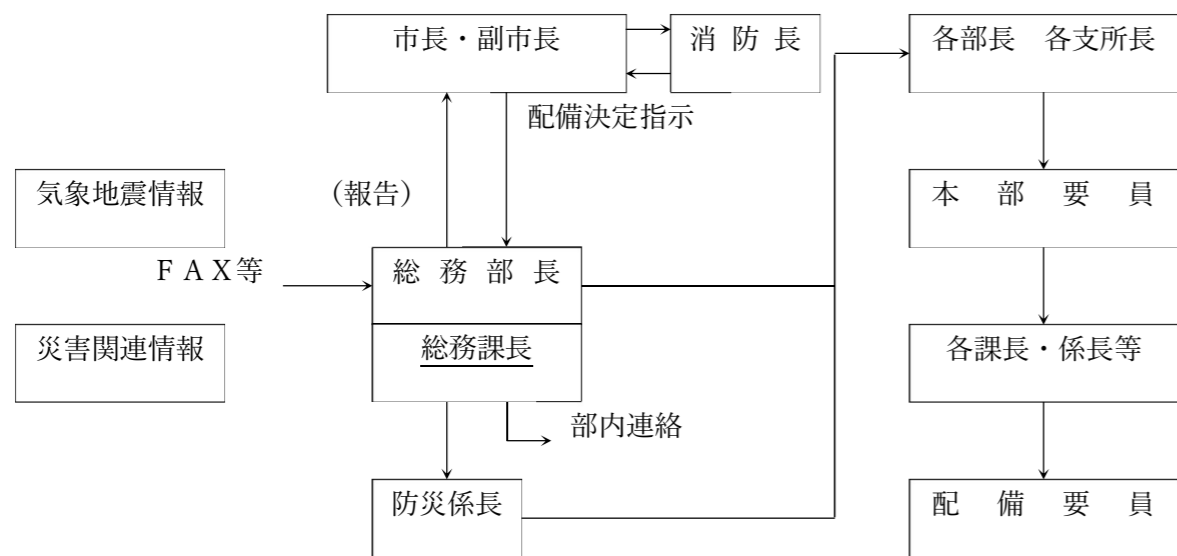
頁	現行計画			修正計画		
70	保健環境・病院 保健環境部長 病院部長	環境衛生班 環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 緊急時モニタリングに関すること。 	保健環境 保健環境部長	環境衛生班 環境衛生課 クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 緊急時モニタリングに関すること。
		健康保健・病院班 健康保健課 病院管理課	<ul style="list-style-type: none"> 保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 医療救護班の編成に関すること。 医療救護所の設置に関すること。 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 食品衛生に関すること。 被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 日本赤十字社との連絡に関すること。 応急医療救護に関すること。 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。 		健康保健班 保険課 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 医療救護班の編成に関すること。 医療救護所の設置に関すること。 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 食品衛生に関すること。 被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 日本赤十字社との連絡に関すること。 応急医療救護に関すること。 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
	農林水産 農林水産部長	農林班 農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 農林災害金融に関すること。 肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 農林畜産物の出荷制限に関すること。 農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 家畜の避難に関すること。 家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。 	農林水産 農林水産部長	農林班 農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 農林災害金融に関すること。 肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 農林畜産物の出荷制限に関すること。 農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 家畜の避難に関すること。 家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。
		家畜衛生班 家畜診療所	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の被害状況調査に関すること。 		家畜衛生班 家畜診療所	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の被害状況調査に関すること。
		水産班 水産課	<ul style="list-style-type: none"> 水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 漁協等関係機関との連絡調整に関すること。 水産物の出荷制限に関すること。 漁業災害金融に関すること。 		水産班 水産課	<ul style="list-style-type: none"> 水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 漁協等関係機関との連絡調整に関すること。 水産物の出荷制限に関すること。 漁業災害金融に関すること。
	建設 建設部長	土木班・建築班 建設課	<ul style="list-style-type: none"> 建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 応急対策資材の確保に関すること。 交通途絶時の迂回路の確保に関すること。 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。 仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 	建設 建設部長	土木班・建築班 建設課	<ul style="list-style-type: none"> 建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 応急対策資材の確保に関すること。 交通途絶時の迂回路の確保に関すること。 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。 仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 応急危険度判定の実施に関すること。
		水道班	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設、簡易水道施設の被害状況調査及び応急 		水道班	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。

頁	現行計画			修正計画		
71		上下水道課	対策に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、生活用水の供給に関する事。 ・水源の取水停止に関する事。 ・飲料水の摂取制限に関する事。 		上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、生活用水の供給に関する事。 ・水源の取水停止に関する事。 ・飲料水の摂取制限に関する事。
	教育 教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・学校関係施設の災害時応急利用に関する事。 ・避難所開設の協力に関する事。 ・応急教育に関する事。 ・園児、児童、生徒の避難及び措置に関する事。 ・り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関する事。 ・学校給食に関する事。 ・学用品及び教科書の調達に関する事。 	教育 教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・学校関係施設の災害時応急利用に関する事。 ・避難所開設の協力に関する事。 ・応急教育に関する事。 ・園児、児童、生徒の避難及び措置に関する事。 ・り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関する事。 ・学校給食に関する事。 ・学用品及び教科書の調達に関する事。
		社会教育・文化財班 社会教育課 国体推進課 文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・生涯学習施設、体育施設の災害時応急利用に関する事。 ・避難所の運営支援に関する事。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関する事。 		社会教育・文化財班 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・生涯学習施設、体育施設の災害時応急利用に関する事。 ・避難所の運営支援に関する事。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関する事。
	消防 消防長	消防総務班 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・関係機関との連絡調整に関する事。 ・緊急消防援助隊の要請に関する事。 ・通信の確保に関する事。 ・緊急物資、資機材、燃料等の調達に関する事。 	消防 消防長	消防総務班 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・関係機関との連絡調整に関する事。 ・緊急消防援助隊の要請に関する事。 ・通信の確保に関する事。 ・緊急物資、資機材、燃料等の調達に関する事。
		予防班 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集及び広報活動に関する事。 ・気象予警報の受理伝達に関する事。 ・危険物施設等の応急対策及び安全対策に関する事。 		予防班 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集及び広報活動に関する事。 ・気象予警報の受理伝達に関する事。 ・危険物施設等の応急対策及び安全対策に関する事。
		警防班 警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な対策の推進及び連絡調整に関する事。 ・非常招集に関する事。 ・機械器具等の整備配置に関する事。 ・火災等の原因調査に関する事。 ・火災にかかる事故等の報告に関する事。 ・り災証明に関する事。 		警防班 警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な対策の推進及び連絡調整に関する事。 ・非常招集に関する事。 ・機械器具等の整備配置に関する事。 ・火災等の原因調査に関する事。 ・火災にかかる事故等の報告に関する事。 ・り災証明に関する事。
		消防班 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する警戒及び防御に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・避難、誘導又は被災者の救助に関する事。 ・交通情報に関する事。 ・行方不明者の捜索に関する事。 		消防班 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する警戒及び防御に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・避難、誘導又は被災者の救助に関する事。 ・交通情報に関する事。 ・行方不明者の捜索に関する事。
	議会・監査 議会事務局長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会・監査部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・対策本部との連絡調整に関する事。 ・市議会議員との連絡調整及び状況報告に関する事。 	議会・監査 議会事務局長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会・監査部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・対策本部との連絡調整に関する事。 ・市議会議員との連絡調整及び状況報告に関する事。

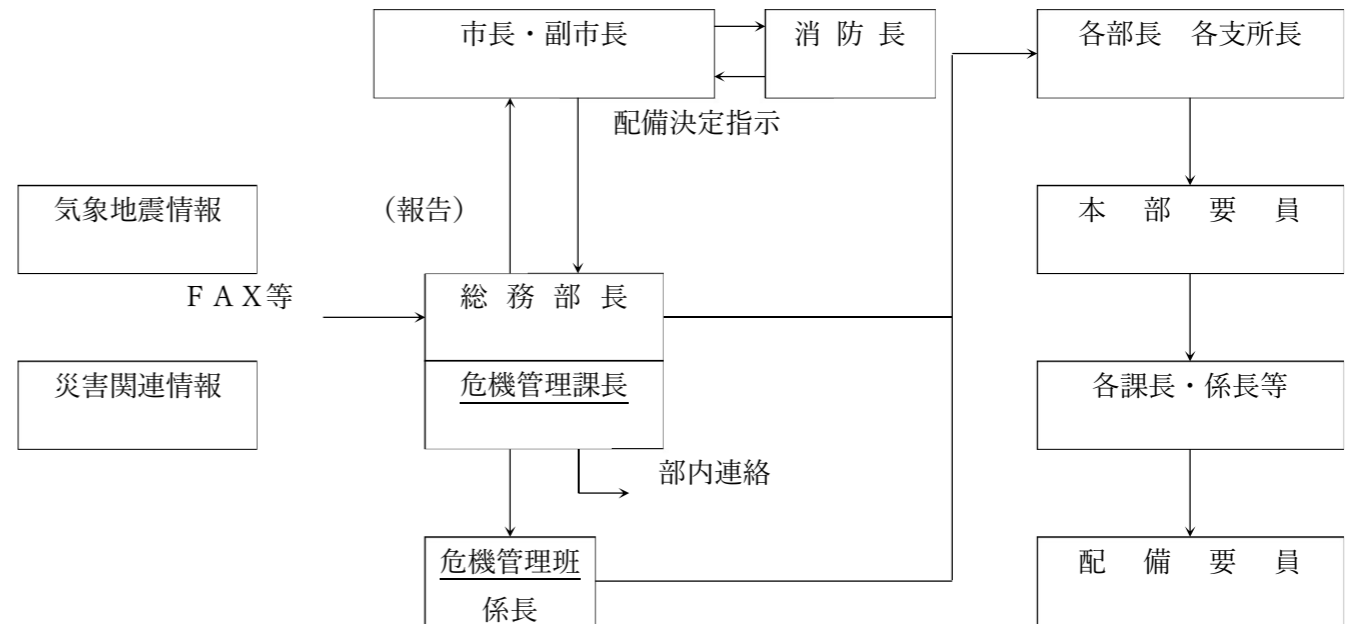
頁	現行計画	修正計画												
72	<p>(6) 支所対策部の所掌事務 (○班長)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 411 409 457">対策部等</th> <th data-bbox="409 411 670 457">班名</th> <th data-bbox="670 411 1492 457">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 457 409 1096">支所 各支所長</td> <td data-bbox="409 457 670 1096">市民生活班</td> <td data-bbox="670 457 1492 1096"> <ul style="list-style-type: none"> 管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 対策本部の指令の伝達に関すること。 対策本部との連絡調整に関すること。 職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 避難所の開設に関すること。 消防団との連絡調整に関すること。 避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 被災者の支援に関すること。 住民の相談に関すること。 被災世帯の確認に関すること。 住民の安否確認に関すること。 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	対策部等	班名	所 掌 事 務	支所 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 対策本部の指令の伝達に関すること。 対策本部との連絡調整に関すること。 職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 避難所の開設に関すること。 消防団との連絡調整に関すること。 避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 被災者の支援に関すること。 住民の相談に関すること。 被災世帯の確認に関すること。 住民の安否確認に関すること。 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 	<p>(6) 支所対策部の所掌事務 (○班長)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1525 411 1762 457">対策部等</th> <th data-bbox="1762 411 2024 457">班名</th> <th data-bbox="2024 411 2867 457">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1525 457 1762 1096">支所 各支所長</td> <td data-bbox="1762 457 2024 1096">市民生活班</td> <td data-bbox="2024 457 2867 1096"> <ul style="list-style-type: none"> 管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 対策本部の指令の伝達に関すること。 対策本部との連絡調整に関すること。 職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 避難所の開設に関すること。 消防団との連絡調整に関すること。 避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 被災者の支援に関すること。 住民の相談に関すること。 被災世帯の確認に関すること。 住民の安否確認に関すること。 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 罹災証明書の交付に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	対策部等	班名	所 掌 事 務	支所 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 対策本部の指令の伝達に関すること。 対策本部との連絡調整に関すること。 職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 避難所の開設に関すること。 消防団との連絡調整に関すること。 避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 被災者の支援に関すること。 住民の相談に関すること。 被災世帯の確認に関すること。 住民の安否確認に関すること。 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 罹災証明書の交付に関すること。
対策部等	班名	所 掌 事 務												
支所 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 対策本部の指令の伝達に関すること。 対策本部との連絡調整に関すること。 職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 避難所の開設に関すること。 消防団との連絡調整に関すること。 避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 被災者の支援に関すること。 住民の相談に関すること。 被災世帯の確認に関すること。 住民の安否確認に関すること。 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 												
対策部等	班名	所 掌 事 務												
支所 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 対策本部の指令の伝達に関すること。 対策本部との連絡調整に関すること。 職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 避難所の開設に関すること。 消防団との連絡調整に関すること。 避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 被災者の支援に関すること。 住民の相談に関すること。 被災世帯の確認に関すること。 住民の安否確認に関すること。 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 罹災証明書の交付に関すること。 												

74

ア 勤務時間内



ア 勤務時間内



頁	現行計画	修正計画
74	<p>イ 勤務時間外</p>	<p>イ 勤務時間外</p>
75	<p>1 通信施設の確保 防災行政無線、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。</p>	<p>1 通信施設の確保 告知放送システム、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。</p>
75	<p>2 災害時の通信手段の確保・運用 災害時の市の通信連絡手段としては、<u>市防災行政無線</u>を基幹的な通信系統とする</p>	<p>2 災害時の通信手段の確保・運用 災害時の市の通信連絡手段としては、<u>携帯電話等</u>を基幹的な通信系統とする</p>
76	<p>被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、<u>防災行政無線</u>のほか次に掲げる無線通信施設の利用を図る。</p>	<p>被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、<u>携帯電話等</u>のほか次に掲げる無線通信施設の利用を図る。</p>
76	<p>ウ アマチュア無線 <u>防災行政無線</u>、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。</p>	<p>ウ アマチュア無線 <u>携帯電話等</u>、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。</p>

頁	現行計画	修正計画
77	<p>※ 通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）</p> <p>災害現場 ↔ 防災行政無線(移動系) ↔ 市対策本部 ↔ 県防災行政無線 ↔ 県 県地方機関 その他の関係機関</p> <p>災害現場 ↔ NTT電話等 ↔ 市対策本部 ↔ NTT電話等 ↔ 県 県地方機関 その他の関係機関</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 各支部</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 沓崎市消防本部</p> <p>各支部 → 広報車 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p> <p>沓崎市消防本部 → 消防無線 → 災害現場</p> <p>沓崎市消防本部 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p>	<p>※ 通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）</p> <p>災害現場 ↔ 携帯電話等 ↔ 市対策本部 ↔ 県防災行政無線 ↔ 県 県地方機関 その他の関係機関</p> <p>災害現場 ↔ NTT電話等 ↔ 市対策本部 ↔ NTT電話等 ↔ 県 県地方機関 その他の関係機関</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 各支部</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 沓崎市消防本部</p> <p>各支部 → 広報車 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p> <p>沓崎市消防本部 → 消防無線 → 災害現場</p> <p>沓崎市消防本部 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p>
77	<p>※ 大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）</p> <p>災害現場 ↔ 防災行政無線(移動系) ↔ 市対策本部 ↔ 県防災行政無線 ↔ 県 県地方機関 その他の関係機関</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 各支部</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 沓崎市消防本部</p> <p>各支部 → 広報車 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p> <p>沓崎市消防本部 → 消防無線 → 災害現場</p> <p>非常無線通信局 → 使送 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p> <p>非常無線通信局 ↔ 他の非常無線通信局</p>	<p>※ 大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）</p> <p>災害現場 ↔ 携帯電話等 ↔ 市対策本部 ↔ 県防災行政無線 ↔ 県 県地方機関 その他の関係機関</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 各支部</p> <p>市対策本部 ↔ 衛星携帯電話 ↔ 沓崎市消防本部</p> <p>各支部 → 広報車 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p> <p>沓崎市消防本部 → 消防無線 → 災害現場</p> <p>非常無線通信局 → 使送 → 緊急告知放送(同報系) → 住民</p> <p>非常無線通信局 ↔ 他の非常無線通信局</p>

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																		
101	<p>警 報</p> <table border="1" data-bbox="237 315 1291 892"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴 風</td> <td colspan="2">平均風速20m/s以上</td> </tr> <tr> <td>暴 風 雪</td> <td colspan="2">平均風速20m/s以上、雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td colspan="2">有義波高6m以上</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位M・S・L上1.6m以上</td> <td>※M・S・L：平均潮位</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(浸水害)</td> <td colspan="2">1時間雨量70mm以上</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td colspan="2">土壌雨量指数122以上</td> </tr> <tr> <td>洪 水</td> <td colspan="2">1時間雨量70mm以上</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td colspan="2">24時間降雪の深さ15cm以上</td> </tr> <tr> <td>※地面現象警報</td> <td colspan="2">大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意報</p> <table border="1" data-bbox="237 987 1291 1375"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風</td> <td colspan="2">平均風速12m/s以上</td> </tr> <tr> <td>風 雪</td> <td colspan="2">平均風速12m/s以上、雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td colspan="2">有義波高2.5m以上</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位M・S・L上1.5m以上</td> <td>※M・S・L：平均潮位</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="2">1時間雨量40mm以上</td> </tr> <tr> <td>洪 水</td> <td colspan="2">1時間雨量40mm以上</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td colspan="2">24時間降雪の深さ3cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		暴 風	平均風速20m/s以上		暴 風 雪	平均風速20m/s以上、雪を伴う		波 浪	有義波高6m以上		高 潮	潮位M・S・L上1.6m以上	※M・S・L：平均潮位	大 雨			(浸水害)	1時間雨量70mm以上		(土砂災害)	土壌雨量指数122以上		洪 水	1時間雨量70mm以上		大 雪	24時間降雪の深さ15cm以上		※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		種 類	発 表 基 準		強 風	平均風速12m/s以上		風 雪	平均風速12m/s以上、雪を伴う		波 浪	有義波高2.5m以上		高 潮	潮位M・S・L上1.5m以上	※M・S・L：平均潮位	大 雨	1時間雨量40mm以上		洪 水	1時間雨量40mm以上		大 雪	24時間降雪の深さ3cm以上		<p>警 報</p> <table border="1" data-bbox="1587 367 2641 934"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴 風</td> <td colspan="2">平均風速20m/s以上</td> </tr> <tr> <td>暴 風 雪</td> <td colspan="2">平均風速20m/s以上、雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td colspan="2">有義波高6m以上</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位M・S・L上1.6m以上</td> <td>※M・S・L：平均潮位</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(浸水害)</td> <td colspan="2">1時間雨量70mm以上</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td colspan="2">土壌雨量指数122以上</td> </tr> <tr> <td>洪 水</td> <td colspan="2">1時間雨量70mm以上</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ15cm以上</td> </tr> <tr> <td>※地面現象警報</td> <td colspan="2">大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意報</p> <table border="1" data-bbox="1587 1039 2641 1417"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風</td> <td colspan="2">平均風速12m/s以上</td> </tr> <tr> <td>風 雪</td> <td colspan="2">平均風速12m/s以上、雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td colspan="2">有義波高2.5m以上</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位M・S・L上1.5m以上</td> <td>※M・S・L：平均潮位</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="2">1時間雨量40mm以上</td> </tr> <tr> <td>洪 水</td> <td colspan="2">1時間雨量40mm以上</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ3cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		暴 風	平均風速20m/s以上		暴 風 雪	平均風速20m/s以上、雪を伴う		波 浪	有義波高6m以上		高 潮	潮位M・S・L上1.6m以上	※M・S・L：平均潮位	大 雨			(浸水害)	1時間雨量70mm以上		(土砂災害)	土壌雨量指数122以上		洪 水	1時間雨量70mm以上		大 雪	12時間降雪の深さ15cm以上		※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		種 類	発 表 基 準		強 風	平均風速12m/s以上		風 雪	平均風速12m/s以上、雪を伴う		波 浪	有義波高2.5m以上		高 潮	潮位M・S・L上1.5m以上	※M・S・L：平均潮位	大 雨	1時間雨量40mm以上		洪 水	1時間雨量40mm以上		大 雪	12時間降雪の深さ3cm以上	
種 類	発 表 基 準																																																																																																																			
暴 風	平均風速20m/s以上																																																																																																																			
暴 風 雪	平均風速20m/s以上、雪を伴う																																																																																																																			
波 浪	有義波高6m以上																																																																																																																			
高 潮	潮位M・S・L上1.6m以上	※M・S・L：平均潮位																																																																																																																		
大 雨																																																																																																																				
(浸水害)	1時間雨量70mm以上																																																																																																																			
(土砂災害)	土壌雨量指数122以上																																																																																																																			
洪 水	1時間雨量70mm以上																																																																																																																			
大 雪	24時間降雪の深さ15cm以上																																																																																																																			
※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																																																																																																			
種 類	発 表 基 準																																																																																																																			
強 風	平均風速12m/s以上																																																																																																																			
風 雪	平均風速12m/s以上、雪を伴う																																																																																																																			
波 浪	有義波高2.5m以上																																																																																																																			
高 潮	潮位M・S・L上1.5m以上	※M・S・L：平均潮位																																																																																																																		
大 雨	1時間雨量40mm以上																																																																																																																			
洪 水	1時間雨量40mm以上																																																																																																																			
大 雪	24時間降雪の深さ3cm以上																																																																																																																			
種 類	発 表 基 準																																																																																																																			
暴 風	平均風速20m/s以上																																																																																																																			
暴 風 雪	平均風速20m/s以上、雪を伴う																																																																																																																			
波 浪	有義波高6m以上																																																																																																																			
高 潮	潮位M・S・L上1.6m以上	※M・S・L：平均潮位																																																																																																																		
大 雨																																																																																																																				
(浸水害)	1時間雨量70mm以上																																																																																																																			
(土砂災害)	土壌雨量指数122以上																																																																																																																			
洪 水	1時間雨量70mm以上																																																																																																																			
大 雪	12時間降雪の深さ15cm以上																																																																																																																			
※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																																																																																																			
種 類	発 表 基 準																																																																																																																			
強 風	平均風速12m/s以上																																																																																																																			
風 雪	平均風速12m/s以上、雪を伴う																																																																																																																			
波 浪	有義波高2.5m以上																																																																																																																			
高 潮	潮位M・S・L上1.5m以上	※M・S・L：平均潮位																																																																																																																		
大 雨	1時間雨量40mm以上																																																																																																																			
洪 水	1時間雨量40mm以上																																																																																																																			
大 雪	12時間降雪の深さ3cm以上																																																																																																																			
103	<p>(8) 火災警報</p> <p>市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。なお、沓岐・対馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。</p> <p>ア 実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、かつ最大風速が7m/sを超える見込みのとき。</p> <p>イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨(雪)中は通報しないことができる。</p> <p>—</p>	<p>(8) 火災警報</p> <p>市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。なお、沓岐・対馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。 ・※乾燥注意報及び強風注意報の基準に達した場合、火災気象通報となる。 ・発表単位は市町毎とする。 ・通報に関しては下記のとおりとする。 <p>〈定時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝5時頃に「気象概況通報」(24時間先まで)を通報 ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当する恐れがある場合は、見出しの冒頭に「火災気象通報」を明示 <p>〈臨時〉※当面の間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時での通報後に状況が変化し、内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表があった場 																																																																																																																		

頁	現行計画	修正計画																																																						
		<p>合、その発表をもって火災気象通報とする。</p>																																																						
109	<p>イ 市は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織及び郵便局職員の協力を得るなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。</p>	<p>イ 市は、携帯電話等、消防無線及び自主防災組織及び郵便局職員の協力を得るなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。</p>																																																						
112	<table border="1" data-bbox="240 632 1249 720"> <tr> <td>水</td> <td>道</td> <td>上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。</td> </tr> </table>	水	道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	<table border="1" data-bbox="1590 506 2599 594"> <tr> <td>漁</td> <td>港</td> <td>漁港漁場整備法第3条に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1590 642 2599 730"> <tr> <td>水</td> <td>道</td> <td>上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。</td> </tr> </table>	漁	港	漁港漁場整備法第3条に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	水	道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。																																													
水	道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。																																																						
漁	港	漁港漁場整備法第3条に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。																																																						
水	道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。																																																						
121	<p>(3) 専門家の派遣による支援</p> <p>市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。</p>	<p>(3) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化</p> <p>土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。</p> <p>計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1590 989 2665 1864"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>医療法人護州会品川外科病院</td><td>壱岐市勝本町西戸触180-1</td></tr> <tr><td>2</td><td>壱岐市国民健康保険勝本診療所</td><td>壱岐市勝本町仲触1989</td></tr> <tr><td>3</td><td>壱岐市立老人ホーム</td><td>壱岐市勝本町本宮南触1323-7</td></tr> <tr><td>4</td><td>介護老人保健施設 壱岐</td><td>壱岐市勝本町本宮南触236</td></tr> <tr><td>5</td><td>壱岐市立勝本小学校</td><td>壱岐市勝本町坂本触262</td></tr> <tr><td>6</td><td>壱岐市立霞翠小学校</td><td>壱岐市勝本町西戸触550</td></tr> <tr><td>7</td><td>壱岐市立勝本中学校</td><td>壱岐市勝本町仲触1846</td></tr> <tr><td>8</td><td>壱岐市立田河小学校</td><td>壱岐市芦辺町諸吉二亦触1659</td></tr> <tr><td>9</td><td>壱岐市立芦辺小学校</td><td>壱岐市芦辺町芦辺浦546</td></tr> <tr><td>10</td><td>壱岐市立田河幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670</td></tr> <tr><td>11</td><td>壱岐市立勝本幼稚園</td><td>壱岐市勝本町坂本触262</td></tr> <tr><td>12</td><td>壱岐市立鯨伏幼稚園</td><td>壱岐市勝本町布気触927-4</td></tr> <tr><td>13</td><td>壱岐市立瀬戸幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町箱崎大左右触920</td></tr> <tr><td>14</td><td>特別養護老人ホーム 壱岐のこころ</td><td>壱岐市勝本町布気触948-1</td></tr> <tr><td>15</td><td>壱岐市立沼津小学校</td><td>壱岐市郷ノ浦町小牧東触184</td></tr> <tr><td>16</td><td>壱岐市立沼津保育所</td><td>壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3</td></tr> <tr><td>17</td><td>壱岐市立三島保育所</td><td>壱岐市郷ノ浦町大島526-2</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 専門家の派遣による支援</p> <p>市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。</p>	番号	施設名	所在地	1	医療法人護州会品川外科病院	壱岐市勝本町西戸触180-1	2	壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989	3	壱岐市立老人ホーム	壱岐市勝本町本宮南触1323-7	4	介護老人保健施設 壱岐	壱岐市勝本町本宮南触236	5	壱岐市立勝本小学校	壱岐市勝本町坂本触262	6	壱岐市立霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触550	7	壱岐市立勝本中学校	壱岐市勝本町仲触1846	8	壱岐市立田河小学校	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1659	9	壱岐市立芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦546	10	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670	11	壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262	12	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927-4	13	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920	14	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	壱岐市勝本町布気触948-1	15	壱岐市立沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触184	16	壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3	17	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526-2
番号	施設名	所在地																																																						
1	医療法人護州会品川外科病院	壱岐市勝本町西戸触180-1																																																						
2	壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989																																																						
3	壱岐市立老人ホーム	壱岐市勝本町本宮南触1323-7																																																						
4	介護老人保健施設 壱岐	壱岐市勝本町本宮南触236																																																						
5	壱岐市立勝本小学校	壱岐市勝本町坂本触262																																																						
6	壱岐市立霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触550																																																						
7	壱岐市立勝本中学校	壱岐市勝本町仲触1846																																																						
8	壱岐市立田河小学校	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1659																																																						
9	壱岐市立芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦546																																																						
10	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670																																																						
11	壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262																																																						
12	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927-4																																																						
13	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920																																																						
14	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	壱岐市勝本町布気触948-1																																																						
15	壱岐市立沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触184																																																						
16	壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3																																																						
17	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526-2																																																						

頁	現行計画	修正計画
186	<p>チ 下水道法 ツ 災害救助法 テ 堆積土砂排除事業 ト 開拓者等の施設整備事業 ナ <u>簡易水道整備事業</u> ニ 災害廃棄物処理事業 ヌ 廃棄物処理施設災害復旧事業 ネ 火葬場整備事業 ノ 公的医療機関整備事業</p>	<p>チ 下水道法 ツ 災害救助法 テ 堆積土砂排除事業 ト 開拓者等の施設整備事業 ナ <u>災害廃棄物処理事業</u> ニ <u>廃棄物処理施設災害復旧事業</u> ヌ <u>火葬場整備事業</u> ネ <u>公的医療機関整備事業</u></p>
199	<p>(1) 天災資金の貸付け(天災融資法) 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行うものである。 なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が12万円以下のもの。)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、<u>漁網綱</u>、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(総トン数5t未満の<u>漁船</u>)の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。</p> <p>(2) 農林漁業資金の貸付け 災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農業者が農業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。 ア 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設災害復旧資金)(公庫資金)</p> <p>(7) 貸付対象事業 災害により被害を受けた農業、<u>林業</u>、水産施設で主務大臣の指定するものの復旧、補修に要する資金を貸付けの対象とする。</p> <p>(イ) 貸付けの相手方 <u>農協(転貸の場合に限る。)</u>、<u>農業者</u> <u>森林組合、森連(林業者に転貸の場合のみ)</u>、<u>林業者</u> <u>漁協(自営漁船の場合に限る。)</u>、<u>漁業者</u></p> <p>(ウ) 貸付限度 ・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額 ・主務大臣指定施設 1施設当たり、300万円(特認600万円)、<u>(ただし、漁船は1,000万円)</u>又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額</p> <p>(エ) 貸付条件等 利率年<u>0.80%</u>～1.60% 償還期限 ・共同利用施設 20年以内(うち据置期間3年以内) ・主務大臣指定施設 15年以内(うち据置期間3年以内)。ただし、果樹の植栽25年以内(内、据置期間10年以内)</p>	<p>(1) 天災資金の貸付け(天災融資法) 天災により被害を受けた農林漁業者等又は農林漁業者の組織する団体等)に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行うものである。 なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が12万円以下のもの。)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具(<u>漁網綱等</u>)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(総トン数5t未満)の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたものの補填に充てる資金である。</p> <p>(2) 農林漁業資金の貸付け 災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農業者が農業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。 ア 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設又は共同利用施設災害復旧資金)(公庫資金)</p> <p>(7) 貸付対象事業 災害により被害を受けた農業、水産施設で主務大臣の指定するものの復旧、補修に要する資金を貸付けの対象とする。</p> <p>(イ) 貸付けの相手方 <u>農業者、農協、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区</u> <u>土地改良区連合、農業振興法人等</u> <u>・共同利用施設 漁業協同組合等</u> <u>・主務大臣指定施設 漁業者または法人(漁業協同組合を除く)</u></p> <p>(ウ) 貸付限度 ・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額 ・主務大臣指定施設 1施設当たり、300万円(特認600万円)、<u>漁船1,000万円</u>又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額</p> <p>(エ) 貸付条件等 利率年<u>0.16%</u>～<u>0.20%</u> 償還期限 ・共同利用施設 20年以内(うち据置期間3年以内)</p>

頁	現行計画	修正計画																																																																						
	<p>貸付額の下限 10万円</p> <p>(オ) 借入申込手続 借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申し込む。 申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。 公庫よりの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。</p> <p>イ 農業経営維持安定資金（災害等）（公庫資金）</p> <p>(7) 貸付けの相手方 農業を営む者。（農林水産業所得又は従事日数が総所得又は総従事日数の過半を占める者等）</p> <p>(4) 貸付対象事業 災害による経営の再建及び災害又は災害に準ずるものによる収入減の補てんに充てるための資金を必要とする農業者で、その農地、施設、その他の農業に活用される資源を売り渡す等その農業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものが、これに充てるための資金。</p> <p>(ウ) 貸付方法 該当者は経営改善計画書を作成し、被害についての市町村長の証明を添付して農協に提出する。</p> <p>(エ) 貸付条件 貸付利率 年 0.80～1.60% 貸付限度額 個人 200万円 法人 1,000万円 償還期限 災害…20年以内（内据置期間3年以内） 災害に準じるもの…5年以内（内据置期間3年以内）</p> <p>(オ) 借入申込手続 提出書類 借入申込書1通、経営改善計画1通、同添付書類1通</p> <p>(3) その他の災害資金（農林漁業金融公庫資金） 農地、漁船等の災害に対するものとして(1)、(2)のほか次のものがある。</p> <p>ア 農林漁業金融公庫資金</p> <p style="text-align: right;">(平成15年12月18日現在)</p> <table border="1" data-bbox="172 1428 1359 1980"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>0.80～1.60%</td> <td>25年以内</td> <td>うち10年以内</td> <td>農業者1人当たり要負担額</td> </tr> <tr> <td>林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)</td> <td>0.80～1.45%</td> <td>15年以内</td> <td>うち5年以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>0.80～1.60%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>林業経営安定資金 (林業経営維持資金)</td> <td>0.80～1.60%</td> <td>20年以内</td> <td></td> <td>個人200万円 法人800万円</td> </tr> <tr> <td>漁船(災害)資金</td> <td>0.80～1.15%</td> <td>12年以内</td> <td>うち2年以内</td> <td>1隻当たり4億5千万円(まき網漁業8億5千万円)か事業費の80%のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業基盤整備資金	0.80～1.60%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額	林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80～1.45%	15年以内	うち5年以内	同上	林道	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	同上	林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	0.80～1.60%	20年以内		個人200万円 法人800万円	漁船(災害)資金	0.80～1.15%	12年以内	うち2年以内	1隻当たり4億5千万円(まき網漁業8億5千万円)か事業費の80%のいずれか低い額	<p>・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間3年以内）。ただし、果樹の植栽25年以内（内、据置期間10年以内）</p> <p>(オ) 借入申込手続 借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて公庫に申し込む。 公庫よりの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から借入金の交付を受ける。</p> <p>(3) その他の災害資金（日本政策金融公庫資金） 農地、漁船等の災害に対するものとして(1)、(2)のほか次のものがある。</p> <p>ア 農林水産事業資金</p> <p style="text-align: right;">(平成31年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1555 1428 2798 1980"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>0.16～0.45%</td> <td>25年以内</td> <td>うち10年以内</td> <td>農業者1人当たり要負担額</td> </tr> <tr> <td>林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)</td> <td>0.80～1.45%</td> <td>15年以内</td> <td>うち5年以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>0.80～1.60%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>林業経営安定資金 (林業経営維持資金)</td> <td>0.80～1.60%</td> <td>20年以内</td> <td></td> <td>個人200万円 法人800万円</td> </tr> <tr> <td>漁業基盤整備資金</td> <td>0.16～0.20%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>事業費の80%</td> </tr> <tr> <td>漁業経営改善 支援資金</td> <td>0.20～0.35%</td> <td>15年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>事業費の80%または品目ごとに定められた上限額</td> </tr> <tr> <td>農林漁業セーフティ ネット資金</td> <td>0.16%</td> <td>10年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>600万円 条件により年間経費祖収益の</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業基盤整備資金	0.16～0.45%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額	林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80～1.45%	15年以内	うち5年以内	同上	林道	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	同上	林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	0.80～1.60%	20年以内		個人200万円 法人800万円	漁業基盤整備資金	0.16～0.20%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%	漁業経営改善 支援資金	0.20～0.35%	15年以内	うち3年以内	事業費の80%または品目ごとに定められた上限額	農林漁業セーフティ ネット資金	0.16%	10年以内	うち3年以内	600万円 条件により年間経費祖収益の
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																				
農業基盤整備資金	0.80～1.60%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額																																																																				
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80～1.45%	15年以内	うち5年以内	同上																																																																				
林道	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	同上																																																																				
林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	0.80～1.60%	20年以内		個人200万円 法人800万円																																																																				
漁船(災害)資金	0.80～1.15%	12年以内	うち2年以内	1隻当たり4億5千万円(まき網漁業8億5千万円)か事業費の80%のいずれか低い額																																																																				
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																				
農業基盤整備資金	0.16～0.45%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額																																																																				
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80～1.45%	15年以内	うち5年以内	同上																																																																				
林道	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	同上																																																																				
林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	0.80～1.60%	20年以内		個人200万円 法人800万円																																																																				
漁業基盤整備資金	0.16～0.20%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%																																																																				
漁業経営改善 支援資金	0.20～0.35%	15年以内	うち3年以内	事業費の80%または品目ごとに定められた上限額																																																																				
農林漁業セーフティ ネット資金	0.16%	10年以内	うち3年以内	600万円 条件により年間経費祖収益の																																																																				

頁	現行計画	修正計画																																																																																	
	<table border="1"> <tr> <td>漁業基盤整備資金</td> <td>0.80～1.60%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>事業費の80%</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁業 経営安定資金</td> <td>0.80～1.60%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>個人200万円 法人400万円</td> </tr> </table> <p>イ 農協系統資金 (平成15年12月18日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> <tr> <td>農業近代化資金 (小土地改良資金)</td> <td>0.80～1.45%</td> <td>15年以内</td> <td>7年以内</td> <td>個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 3,600万円以内</td> </tr> </table> <p>(4) いきいき農家支援資金・長崎県沿岸漁業等振興資金 県単独の制度資金である本資金制度は、災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるものであり、対象災害については知事が定めることとなっている。</p> <p>(平成15年12月18日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="3">貸付条件</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金</td> <td>500万円</td> <td>1,500万円</td> <td>年1.60%</td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>年1.60%</td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	漁業基盤整備資金	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%	沿岸漁業 経営安定資金	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	個人200万円 法人400万円	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業近代化資金 (小土地改良資金)	0.80～1.45%	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 3,600万円以内	資金の種類	貸付限度額		貸付条件			個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間	農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年1.60%	10年以内	2年以内	漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年1.60%	10年以内	2年以内	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12分の6</td> </tr> </table> <p>イ 農協系統資金 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> <tr> <td>農業近代化資金 (施設資金) (小土地改良資金)</td> <td>0.3%</td> <td>17～20年以内</td> <td>2～7年以内</td> <td>個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 20,000万円以内</td> </tr> </table> <p>(4) 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金 県単独の制度資金である本資金制度は、災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるものであり、対象災害については知事が定めることとなっている。</p> <p>(平成31年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="3">貸付条件</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金</td> <td>500万円</td> <td>1,500万円</td> <td>年0.30%</td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>年0.20%</td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>					12分の6	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業近代化資金 (施設資金) (小土地改良資金)	0.3%	17～20年以内	2～7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 20,000万円以内	資金の種類	貸付限度額		貸付条件			個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間	農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年0.30%	10年以内	2年以内	漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年0.20%	10年以内	2年以内
漁業基盤整備資金	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%																																																																															
沿岸漁業 経営安定資金	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	個人200万円 法人400万円																																																																															
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																															
農業近代化資金 (小土地改良資金)	0.80～1.45%	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 3,600万円以内																																																																															
資金の種類	貸付限度額		貸付条件																																																																																
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間																																																																														
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年1.60%	10年以内	2年以内																																																																														
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年1.60%	10年以内	2年以内																																																																														
				12分の6																																																																															
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																															
農業近代化資金 (施設資金) (小土地改良資金)	0.3%	17～20年以内	2～7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 20,000万円以内																																																																															
資金の種類	貸付限度額		貸付条件																																																																																
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間																																																																														
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年0.30%	10年以内	2年以内																																																																														
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年0.20%	10年以内	2年以内																																																																														
244	<p>カ 震度情報に用いる震度計設置状況(沓岐市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>所在地</th> <th>観測点名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災科学技術研究所</td> <td>沓岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-2</td> <td>沓岐市郷ノ浦町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沓岐市</td> <td>沓岐市勝本町西戸触 182-5</td> <td>沓岐市勝本町</td> </tr> <tr> <td>沓岐市芦辺町芦辺浦 562</td> <td>沓岐市芦辺町芦辺</td> </tr> <tr> <td>沓岐市石田町石田西触 1290</td> <td>沓岐市石田町</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>沓岐市芦辺町中野郷本村触字芋峰 15</td> <td>沓岐市芦辺町中野</td> </tr> <tr> <td>沓岐市消防本部</td> <td>芦辺町中野郷西触 411-2</td> <td>沓岐市芦辺町</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	所在地	観測点名称	防災科学技術研究所	沓岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-2	沓岐市郷ノ浦町	沓岐市	沓岐市勝本町西戸触 182-5	沓岐市勝本町	沓岐市芦辺町芦辺浦 562	沓岐市芦辺町芦辺	沓岐市石田町石田西触 1290	沓岐市石田町	気象庁	沓岐市芦辺町中野郷本村触字芋峰 15	沓岐市芦辺町中野	沓岐市消防本部	芦辺町中野郷西触 411-2	沓岐市芦辺町	<p>カ 震度情報に用いる震度計設置状況(沓岐市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>所在地</th> <th>観測点名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災科学技術研究所</td> <td>沓岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-2</td> <td>沓岐市郷ノ浦町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沓岐市</td> <td>沓岐市勝本町西戸触 182-5</td> <td>沓岐市勝本町</td> </tr> <tr> <td>沓岐市芦辺町芦辺浦 562</td> <td>沓岐市芦辺町芦辺</td> </tr> <tr> <td>沓岐市石田町石田西触 1290</td> <td>沓岐市石田町</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>沓岐市芦辺町中野郷本村触字芋峰 15</td> <td>沓岐市芦辺町中野</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	所在地	観測点名称	防災科学技術研究所	沓岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-2	沓岐市郷ノ浦町	沓岐市	沓岐市勝本町西戸触 182-5	沓岐市勝本町	沓岐市芦辺町芦辺浦 562	沓岐市芦辺町芦辺	沓岐市石田町石田西触 1290	沓岐市石田町	気象庁	沓岐市芦辺町中野郷本村触字芋峰 15	沓岐市芦辺町中野																																														
設置者	所在地	観測点名称																																																																																	
防災科学技術研究所	沓岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-2	沓岐市郷ノ浦町																																																																																	
沓岐市	沓岐市勝本町西戸触 182-5	沓岐市勝本町																																																																																	
	沓岐市芦辺町芦辺浦 562	沓岐市芦辺町芦辺																																																																																	
	沓岐市石田町石田西触 1290	沓岐市石田町																																																																																	
気象庁	沓岐市芦辺町中野郷本村触字芋峰 15	沓岐市芦辺町中野																																																																																	
沓岐市消防本部	芦辺町中野郷西触 411-2	沓岐市芦辺町																																																																																	
設置者	所在地	観測点名称																																																																																	
防災科学技術研究所	沓岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-2	沓岐市郷ノ浦町																																																																																	
沓岐市	沓岐市勝本町西戸触 182-5	沓岐市勝本町																																																																																	
	沓岐市芦辺町芦辺浦 562	沓岐市芦辺町芦辺																																																																																	
	沓岐市石田町石田西触 1290	沓岐市石田町																																																																																	
気象庁	沓岐市芦辺町中野郷本村触字芋峰 15	沓岐市芦辺町中野																																																																																	

頁	現行計画	修正計画																																																						
276	<p>1-1 防災関係機関一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県危機管理防災課</td> <td>長崎市江戸町2-13</td> <td>095-824-1111</td> </tr> <tr> <td>長崎県壱岐振興局</td> <td>郷ノ浦町本村触570</td> <td>0920-47-1111</td> </tr> <tr> <td>壱岐保健所</td> <td>郷ノ浦町本村触620</td> <td>0920-47-0260</td> </tr> <tr> <td>壱岐家畜保健衛生所</td> <td>芦辺町国分本村触1385-1</td> <td>0920-45-3031</td> </tr> <tr> <td>壱岐警察署</td> <td>郷ノ浦町本村触551</td> <td>0920-47-0110</td> </tr> <tr> <td>永田ダム管理事務所</td> <td>郷ノ浦町東触946-1</td> <td>0920-47-1036</td> </tr> <tr> <td>勝本ダム管理事務所</td> <td>勝本町新城西触1785</td> <td>0920-42-2117</td> </tr> <tr> <td>男女岳ダム管理事務所</td> <td>芦辺町箱崎本村触1658</td> <td>0920-45-4215</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	電話番号	長崎県危機管理防災課	長崎市江戸町2-13	095-824-1111	長崎県壱岐振興局	郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111	壱岐保健所	郷ノ浦町本村触620	0920-47-0260	壱岐家畜保健衛生所	芦辺町国分本村触1385-1	0920-45-3031	壱岐警察署	郷ノ浦町本村触551	0920-47-0110	永田ダム管理事務所	郷ノ浦町東触946-1	0920-47-1036	勝本ダム管理事務所	勝本町新城西触1785	0920-42-2117	男女岳ダム管理事務所	芦辺町箱崎本村触1658	0920-45-4215	<p>1-1 防災関係機関一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県危機管理課</td> <td>長崎市尾上町3-1</td> <td>095-824-1111</td> </tr> <tr> <td>長崎県壱岐振興局</td> <td>郷ノ浦町本村触570</td> <td>0920-47-1111</td> </tr> <tr> <td>壱岐保健所</td> <td>郷ノ浦町本村触620-5</td> <td>0920-47-0260</td> </tr> <tr> <td>壱岐家畜保健衛生所</td> <td>芦辺町国分本村触1385-1</td> <td>0920-45-3031</td> </tr> <tr> <td>壱岐警察署</td> <td>郷ノ浦町本村触551</td> <td>0920-47-0110</td> </tr> <tr> <td>永田ダム管理事務所</td> <td>郷ノ浦町永田触</td> <td>0920-47-1036</td> </tr> <tr> <td>勝本ダム管理事務所</td> <td>勝本町新城西触</td> <td>0920-42-2117</td> </tr> <tr> <td>男女岳ダム管理事務所</td> <td>芦辺町箱崎本村触</td> <td>0920-45-4215</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	電話番号	長崎県危機管理課	長崎市尾上町3-1	095-824-1111	長崎県壱岐振興局	郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111	壱岐保健所	郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260	壱岐家畜保健衛生所	芦辺町国分本村触1385-1	0920-45-3031	壱岐警察署	郷ノ浦町本村触551	0920-47-0110	永田ダム管理事務所	郷ノ浦町永田触	0920-47-1036	勝本ダム管理事務所	勝本町新城西触	0920-42-2117	男女岳ダム管理事務所	芦辺町箱崎本村触	0920-45-4215
機 関 名	所 在 地	電話番号																																																						
長崎県危機管理防災課	長崎市江戸町2-13	095-824-1111																																																						
長崎県壱岐振興局	郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111																																																						
壱岐保健所	郷ノ浦町本村触620	0920-47-0260																																																						
壱岐家畜保健衛生所	芦辺町国分本村触1385-1	0920-45-3031																																																						
壱岐警察署	郷ノ浦町本村触551	0920-47-0110																																																						
永田ダム管理事務所	郷ノ浦町東触946-1	0920-47-1036																																																						
勝本ダム管理事務所	勝本町新城西触1785	0920-42-2117																																																						
男女岳ダム管理事務所	芦辺町箱崎本村触1658	0920-45-4215																																																						
機 関 名	所 在 地	電話番号																																																						
長崎県危機管理課	長崎市尾上町3-1	095-824-1111																																																						
長崎県壱岐振興局	郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111																																																						
壱岐保健所	郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260																																																						
壱岐家畜保健衛生所	芦辺町国分本村触1385-1	0920-45-3031																																																						
壱岐警察署	郷ノ浦町本村触551	0920-47-0110																																																						
永田ダム管理事務所	郷ノ浦町永田触	0920-47-1036																																																						
勝本ダム管理事務所	勝本町新城西触	0920-42-2117																																																						
男女岳ダム管理事務所	芦辺町箱崎本村触	0920-45-4215																																																						
278	<p>1-3 壱岐市防災会議委員名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>役 職</th> <th>根拠条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>消 防 長</td> <td>条例3条5項8</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長</td> <td>条例3条5項9</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表</td> <td>条例3条5項9</td> </tr> </tbody> </table>	No.	役 職	根拠条例	19	消 防 長	条例3条5項8	20	壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長	条例3条5項9	21	壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表	条例3条5項9	<p>1-3 壱岐市防災会議委員名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>役 職</th> <th>根拠条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>条例3条5項7</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>消 防 長</td> <td>条例3条5項8</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長</td> <td>条例3条5項9</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表</td> <td>条例3条5項9</td> </tr> </tbody> </table>	No.	役 職	根拠条例	19	議 会 事 務 局 長	条例3条5項7	20	消 防 長	条例3条5項8	21	壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長	条例3条5項9	22	壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表	条例3条5項9																											
No.	役 職	根拠条例																																																						
19	消 防 長	条例3条5項8																																																						
20	壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長	条例3条5項9																																																						
21	壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表	条例3条5項9																																																						
No.	役 職	根拠条例																																																						
19	議 会 事 務 局 長	条例3条5項7																																																						
20	消 防 長	条例3条5項8																																																						
21	壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長	条例3条5項9																																																						
22	壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表	条例3条5項9																																																						
279	<p>壱岐消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> — 本 署 — 管 轄 区 域 壱岐市全域 — 郷ノ浦支署 — 郷ノ浦町(沼津を除く。)、 石田町 — 勝本出張所 — 勝本町全域 — 壱岐空港出張所 — 壱岐空港 	<p>壱岐消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> — 本 署 — 郷ノ浦支署 — 勝本出張所 — 壱岐空港出張所 																																																						

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
280	<p>消防組織及び消防力の状況</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防本部・署所名</th> <th>職員数</th> <th>ポンプ自動車</th> <th>小型動力ポンプ</th> <th>搬送車積載車</th> <th>救急車</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沓崎市消防本部</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>沓岐消防署</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>郷ノ浦支署</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>勝本出張所</td> <td>8</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港出張所</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>60</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>団長</th> <th>本部副団長</th> <th>地区副団長</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沓崎市消防団本部</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防分団名(管轄区域)</th> <th>団員数</th> <th>ポンプ自動車</th> <th>小型動力ポンプ</th> <th>搬送車積載車</th> <th>防火水槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郷ノ浦地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区本部</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機動分団(郷ノ浦)</td> <td>37</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1分団(武生水)</td> <td>35</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>第2分団(渡良)</td> <td>33</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>第3分団(柳田)</td> <td>19</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>第4分団(沼津)</td> <td>26</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>第5分団(志原)</td> <td>21</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>第6分団(初山)</td> <td>39</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>第7分団(三島)</td> <td>68</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>283</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>勝本地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区本部</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1分団(勝本浦東部)</td> <td>29</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2分団(勝本町一円)</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第3分団(勝本浦西部)</td> <td>23</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第4分団(東・新城)</td> <td>24</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>第5分団(大久保・坂本・仲・西戸)</td> <td>30</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>第6分団(機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石)</td> <td>38</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第7分団(宮本仲・西・東・布気)</td> <td>29</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	消防本部・署所名	職員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	救急車	その他	沓崎市消防本部	9					3	沓岐消防署	24	2	2	1	2	1	郷ノ浦支署	14	3	1	1	1	1	勝本出張所	8	1			1		空港出張所	5	1					小計	60	7	3	2	4	5		団長	本部副団長	地区副団長	計	沓崎市消防団本部	1	2	12	15	消防分団名(管轄区域)	団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽	郷ノ浦地区						地区本部	5			1		機動分団(郷ノ浦)	37	3				第1分団(武生水)	35		3	3	42	第2分団(渡良)	33		3	3	24	第3分団(柳田)	19		1	1	22	第4分団(沼津)	26		2	2	26	第5分団(志原)	21		1	1	23	第6分団(初山)	39		3	3	27	第7分団(三島)	68		3	3	12	小計	283	3	16	17	176	勝本地区						地区本部	15			1		第1分団(勝本浦東部)	29		2	2	2	第2分団(勝本町一円)	15	1	1	1	2	第3分団(勝本浦西部)	23		2	1	1	第4分団(東・新城)	24		2	2	42	第5分団(大久保・坂本・仲・西戸)	30		2	2	35	第6分団(機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石)	38	1	2	2	25	第7分団(宮本仲・西・東・布気)	29		2	2	37	<p>消防組織及び消防力の状況</p> <p style="text-align: center;">令和2年1月31日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防本部・署所名</th> <th>職員数</th> <th>ポンプ自動車</th> <th>小型動力ポンプ</th> <th>搬送車積載車</th> <th>救急車</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沓崎市消防本部</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>沓岐消防署</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郷ノ浦支署</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>勝本出張所</td> <td>8</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港出張所</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>63</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>団長</th> <th>本部副団長</th> <th>地区副団長</th> <th>消防音楽隊</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沓崎市消防団本部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防音楽隊の内、分団所属の者は下記団員数に計上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防分団名(管轄区域)</th> <th>団員数</th> <th>ポンプ自動車</th> <th>小型動力ポンプ</th> <th>搬送車積載車</th> <th>防火水槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郷ノ浦地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区本部</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機動分団(郷ノ浦)</td> <td>40</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1分団(武生水)</td> <td>35</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>第2分団(渡良)</td> <td>36</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>第3分団(柳田)</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>第4分団(沼津)</td> <td>24</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>第5分団(志原)</td> <td>25</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第6分団(初山)</td> <td>36</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>第7分団(三島)</td> <td>52</td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>276</td> <td>3</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>勝本地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区本部</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1分団(勝本浦東部)</td> <td>27</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2分団(勝本町一円)</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第3分団(勝本浦西部)</td> <td>22</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第4分団(東・新城)</td> <td>25</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>第5分団(大久保・坂本・仲・西戸)</td> <td>34</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>第6分団(機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石)</td> <td>41</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第7分団(宮本仲・西・東・布気)</td> <td>26</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	消防本部・署所名	職員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	救急車	その他	沓崎市消防本部	11					4	沓岐消防署	25	2	1	2	2		郷ノ浦支署	14	3	1	1	1	1	勝本出張所	8	1			1		空港出張所	5	1					小計	63	7	2	3	4	5		団長	本部副団長	地区副団長	消防音楽隊	計	沓崎市消防団本部	1	1	11	20	33	消防分団名(管轄区域)	団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽	郷ノ浦地区						地区本部	5					機動分団(郷ノ浦)	40	3				第1分団(武生水)	35		3	3	41	第2分団(渡良)	36		3	3	24	第3分団(柳田)	23		1	1	23	第4分団(沼津)	24		2	2	29	第5分団(志原)	25		1	1	25	第6分団(初山)	36		3	3	28	第7分団(三島)	52		6	4	12	小計	276	3	19	17	182	勝本地区						地区本部	14					第1分団(勝本浦東部)	27		2	2	2	第2分団(勝本町一円)	15	1	1	1	3	第3分団(勝本浦西部)	22		2	1	1	第4分団(東・新城)	25		2	2	43	第5分団(大久保・坂本・仲・西戸)	34		2	2	35	第6分団(機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石)	41	1	2	2	25	第7分団(宮本仲・西・東・布気)	26		2	2	37
消防本部・署所名	職員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	救急車	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
沓崎市消防本部	9					3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
沓岐消防署	24	2	2	1	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
郷ノ浦支署	14	3	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
勝本出張所	8	1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
空港出張所	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小計	60	7	3	2	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	団長	本部副団長	地区副団長	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
沓崎市消防団本部	1	2	12	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消防分団名(管轄区域)	団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
郷ノ浦地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
地区本部	5			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
機動分団(郷ノ浦)	37	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第1分団(武生水)	35		3	3	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第2分団(渡良)	33		3	3	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第3分団(柳田)	19		1	1	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第4分団(沼津)	26		2	2	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第5分団(志原)	21		1	1	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第6分団(初山)	39		3	3	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第7分団(三島)	68		3	3	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
小計	283	3	16	17	176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
勝本地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
地区本部	15			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第1分団(勝本浦東部)	29		2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第2分団(勝本町一円)	15	1	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第3分団(勝本浦西部)	23		2	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第4分団(東・新城)	24		2	2	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第5分団(大久保・坂本・仲・西戸)	30		2	2	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第6分団(機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石)	38	1	2	2	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第7分団(宮本仲・西・東・布気)	29		2	2	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
消防本部・署所名	職員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	救急車	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
沓崎市消防本部	11					4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
沓岐消防署	25	2	1	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
郷ノ浦支署	14	3	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
勝本出張所	8	1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
空港出張所	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小計	63	7	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	団長	本部副団長	地区副団長	消防音楽隊	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
沓崎市消防団本部	1	1	11	20	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
消防分団名(管轄区域)	団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
郷ノ浦地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
地区本部	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
機動分団(郷ノ浦)	40	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第1分団(武生水)	35		3	3	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第2分団(渡良)	36		3	3	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第3分団(柳田)	23		1	1	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第4分団(沼津)	24		2	2	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第5分団(志原)	25		1	1	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第6分団(初山)	36		3	3	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第7分団(三島)	52		6	4	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
小計	276	3	19	17	182																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
勝本地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
地区本部	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1分団(勝本浦東部)	27		2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第2分団(勝本町一円)	15	1	1	1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第3分団(勝本浦西部)	22		2	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第4分団(東・新城)	25		2	2	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第5分団(大久保・坂本・仲・西戸)	34		2	2	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第6分団(機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石)	41	1	2	2	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第7分団(宮本仲・西・東・布気)	26		2	2	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

頁	現行計画						修正計画							
	小 計		203	2	13	13	144	小 計		204	2	13	12	146
	芦 辺 地 区	地区本部	3			1		地区本部	4					
		第1分団 (芦辺町一円・芦辺浦・大石)	32	1	3	1	12	第1分団 (芦辺町一円・芦辺浦・大石)	35	1	3	1	12	
		第2分団 (八幡浦・棚江)	29		2	1	10	第2分団 (八幡浦・棚江)	28		2	1	10	
		第3分団 (諸吉)	32		3	1	26	第3分団 (諸吉)	38		3	1	26	
		第4分団 (深江)	25		2	1	27	第4分団 (深江)	26		2	1	28	
		第5分団 (中野郷)	24		2	1	24	第5分団 (中野郷)	23		2	1	26	
		第6分団 (湯岳)	18		1	1	16	第6分団 (湯岳)	21		1	1	16	
		第7分団 (住吉)	14		1	1	19	第7分団 (住吉)	14		1	1	20	
		第8分団 (国分)	19		1	1	19	第8分団 (国分)	21		1	1	19	
		第9分団 (芦辺町一円・瀬戸浦)	29	1	2	1	13	第9分団 (芦辺町一円・瀬戸浦)	29	1	2	1	13	
		第10分団 (瀬戸浦)	33		2	1	19	第10分団 (瀬戸浦)	39		2	1	19	
	第11分団 (箱崎一円)	40		1	1	16	第11分団 (箱崎一円)	39		1	1	16		
	小 計		298	2	20	12	201	小 計		317	2	20	11	205
	石 田 地 区	地区本部	11					地区本部	11					
		第1分団 (君ヶ浦、田の中)	27		2	2	2	第1分団 (君ヶ浦、田の中)	29		2	2	2	
		第2分団 (本町、祝町)	20		1	1	1	第2分団 (本町、祝町)	20		1	1	1	
		第3分団 (本村、南、石田西、石田東、筒城)	33		2	2	79	第3分団 (本村、南、石田西、石田東、筒城)	28		2	2	79	
		第4分団 (山崎)	14		1	1	5	第4分団 (山崎)	25		1	1	5	
		第5分団 (池田)	23		1	1	27	第5分団 (池田)	25		1	1	27	
	第6分団 (久喜・湯岳)	25		2	2	17	第6分団 (久喜・湯岳)	28		2	2	17		
	小 計		153		9	9	129	小 計		166		9	9	131
	合計 (消防団本部含む。)		952	7	58	51	646	合計 (消防団本部含む。)		985	7	61	49	664

自主防災組織 (婦人防火クラブ)

平成25年4月1日現在

名 称	設 立 年	クラブ員数 (人)	活 動 範 囲
初瀬婦人防火クラブ	昭和32年2月1日	15	郷ノ浦町初瀬地区
元居婦人防火クラブ	昭和37年1月1日	6	郷ノ浦町元居地区
塩谷婦人防火クラブ	昭和40年1月7日	16	勝本町塩谷地区
瀬戸婦人防火クラブ	昭和24年4月1日	6	芦辺町瀬戸浦地区
湯岳婦人防火クラブ	昭和53年11月26日	14	芦辺町湯岳本村地区
久喜東部婦人防火クラブ	昭和42年1月1日	8	石田町久喜触東部地区
久喜西部婦人防火クラブ	昭和42年1月1日	22	石田町久喜触西部地区
山崎婦人防火クラブ	昭和61年5月1日	19	石田町山崎地区

自主防災組織 (婦人防火クラブ)

平成31年4月1日現在

名 称	設 立 年	クラブ員数 (人)	活 動 範 囲
初瀬婦人防火クラブ	昭和32年2月1日	6	郷ノ浦町初瀬地区
元居婦人防火クラブ	昭和37年1月1日	1	郷ノ浦町元居地区
塩谷婦人防火クラブ	昭和40年1月7日	14	勝本町塩谷地区
瀬戸婦人防火クラブ	昭和24年4月1日	6	芦辺町瀬戸浦地区
久喜東部婦人防火クラブ	昭和42年1月1日	8	石田町久喜触東部地区
久喜西部婦人防火クラブ	昭和42年1月1日	12	石田町久喜触西部地区

頁	現行計画	修正計画
284	<p>3-1 沓崎市防災行政無線施設条例 (平成16年3月1日 条例第16号)</p> <p><u>第1条 本市における災害等に関する情報の収集及び伝達を円滑にする</u>とともに、平常時における行政広報等を正確かつ迅速に伝達し、市民の福祉増進に資することを目的として、沓崎市防災行政無線施設（以下「防災無線」という。）を設置する。</p> <p><u>（業務）</u></p> <p><u>第2条 防災無線による広報の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 災害時等の緊急事項の通報及び連絡</p> <p>(2) 市の公示事項及び広報事項の伝達</p> <p>(3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項の周知及び伝達</p> <p><u>（業務区域）</u></p> <p><u>第3条 広報の業務を行う区域は、市の全域とする。</u></p> <p><u>（親局及び子局）</u></p> <p><u>第4条 広報の業務を行うための親局は、市役所支所敷地内に置き、子局は、広報事項等が伝達し得る範囲において、市長が指定する場所に設置するものとする。</u></p> <p><u>（中継局の設置）</u></p> <p><u>第5条 通信業務の効率化を図るため、中継局を市長が指定する場所に設置する。</u></p> <p><u>（陸上移動局）</u></p> <p><u>第6条 災害時等の緊急事項について、市役所と現場の相互交信を行うとともに、平常時は、行政事務の効率化を図るため陸上移動局を設置し、市長が必要と認める場所に配置するものとする。</u></p> <p><u>（遠隔制御局）</u></p> <p><u>第7条 市役所、沓崎市消防本部及び勝本町漁業協同組合に遠隔制御局を設置し、関係住民に対する広報伝達を、市の通信統制のもとに行うことができるものとする。</u></p> <p><u>（受信機等の設置）</u></p> <p><u>第8条 放送の受信に必要な施設（以下「受信機等」という。）は、市内に住居を有する者の世帯及び市長が指定する施設を単位として設置する。</u></p> <p>2 移動業務通信を行うための移動局は、車載型、可搬車載型及び携帯型とし、市役所及び支所を常置場所とする。</p> <p><u>（受信機の貸与）</u></p> <p><u>第9条 防災行政無線受信機及び移動無線機等（以下「受信機」という。）は、前条に規定する世帯主又は管理者で、使用しようとする者の申請に基づき、その者に貸与する。</u></p> <p>2 貸与する受信機は、世帯主又は市長が指定する施設にそれぞれ1台とし、その使用料は無償とする。ただし、受信機の維持管理に要する費用は、受信者等の負担とする。</p> <p><u>（受信機の保全）</u></p> <p><u>第10条 受信機を使用する者（以下「使用者」という。）は、受信機に異常を認めるときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。</u></p> <p>2 受信機の補修は、市長の指定する者以外の者が行うことはできない。</p> <p><u>（損失の補償）</u></p> <p><u>第11条 受信機の亡失及び障害故障が、使用者の過失に起因する場合は、その実費を当該使用者に負担させるも</u></p>	<p>3-1 沓崎市消防本部無線通信管理規程 (沓崎市消防訓令乙第9号)</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この訓令は、法令に定めるもののほか、沓崎市消防本部無線局の適正な運用を図るため、電波関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって災害の未然防止及び災害発生時における被害の拡大を防御し、地域住民の生命及び財産の確保と、福祉の増進に寄与するため、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。</p> <p>(2) 統制局 通信の運用を総合的に統制する無線局をいう。</p> <p>(3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。</p> <p>(4) 固定局 固定業務を行う無線局をいう。</p> <p>(5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。</p> <p>(6) 署活系無線 災害現場の指揮及び命令並びに情報の収集及び伝達並びに業務執行上必要な事項の通報及び連絡に使用するための署活動用無線局で、400メガヘルツ帯の陸上移動局をいう。</p> <p><u>第2章 無線局</u></p> <p><u>（無線局）</u></p> <p><u>第3条 第1条の目的を達成するため、消防用無線局（以下「無線局」という。）を開設する。</u></p> <p>2 無線局の名称及び設置場所は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p><u>（無線局の任務）</u></p> <p><u>第4条 無線局は、消防、防災及び行政の責務を遂行するために必要な通信を行うことを任務とする。</u></p> <p><u>（無線局の管理）</u></p> <p><u>第5条 無線局の管理は、消防長の指示を受けて、消防署長（以下「署長」という。）が統括するものとし、署長に事故があるときは、警防課長がその職務を代行する。</u></p> <p>2 署長は、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する管理上の諸事項について適法に措置し、無線局の機能が十分発揮できるよう、良好な維持管理に努めなければならない。</p> <p><u>（無線局の職員）</u></p> <p><u>第6条 統制局に通信統制員を置く。</u></p> <p>2 前項に規定する者は、電波法第40条第1項の資格を有する者の中から消防長が任命する。</p> <p><u>第3章 運用</u></p> <p><u>（無線局の構成）</u></p> <p><u>第7条 無線局は、固定局、基地局及び陸上移動局で構成する。</u></p> <p><u>（通信の原則）</u></p> <p><u>第8条 通信は、緊急を要する消防、防災その他一般の行政事務の処理にのみ利用されなければならない。</u></p> <p>2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。</p> <p><u>（秘密の保持）</u></p> <p><u>第9条 無線通信の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。</u></p>

頁	現行計画	修正計画
	<p>のとする。ただし、市長が損害を補償させることが適当でないとき、この限りでない。</p> <p><u>(受信機の返還)</u></p> <p>第12条 使用者が、市に住所を有しなくなったとき、又は市長がその指定の必要を認めなくなったときは、速やかに受信機を返還しなければならない。</p> <p><u>(移譲等の禁止)</u></p> <p>第13条 使用者は、受信機を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。</p> <p><u>(承認の取消し)</u></p> <p>第14条 使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例に違反したとき。</p> <p>(2) 送信及び受信を妨害したとき。</p> <p>(3) 設備を故意に損壊したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用の承認を取り消す必要があると認めるとき。</p> <p><u>(台帳の整備)</u></p> <p>第15条 市長は、受信機等の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成16年3月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成16年3月1日 規則第20号)</p> <p>3-2 沓崎市防災行政無線施設条例施行規則</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、沓崎市防災行政無線施設条例（平成16年沓崎市条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、電波法令に定めるもののほか、沓崎市防災行政無線施設（以下「防災無線」という。）の適正な管理、運用及び保全その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通報 無線通信によって送受される文言をいう。</p> <p>(2) 同報無線 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する通信をいう。</p> <p>(3) 移動無線 基地局と移動局及び移動局相互間において行う通信をいう。</p> <p>(4) 親局 集落用拡声子局及び受信機に対し、同報通信を行う市役所に設置された防災無線をいう。</p> <p>(5) 基地局 移動局と通信するため、市役所及び支所に設置する防災無線をいう。</p> <p>(6) 役所局 親局及び基地局の総称をいう。</p> <p>(7) 拡声子局 親局からの通報を受信し、又は当該局からの情報をトランペットスピーカにより放送する無線設備をいう。</p> <p>(8) 受信機 親局からの通報を受信するために屋内に設置する戸別受信機をいう。</p>	<p><u>(通信の種類)</u></p> <p>第10条 通信の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急通信 災害発生等緊急の場合の通信をいう。</p> <p>(2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。</p> <p>(3) 一斉通信 すべての無線局に対する通信をいう。</p> <p><u>(平常時の運用)</u></p> <p>第11条 無線局の運用時間は、常時とする。</p> <p><u>(電話の方法)</u></p> <p>第12条 この訓令に定めるもののほか、無線局の呼出方法、応答の方法その他通信の運用について必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>(通信の取扱い順位)</u></p> <p>第13条 通信は、すべて緊急通信を最優先とし、行うものとする。</p> <p><u>(統制上の措置)</u></p> <p>第14条 通信統制員は、無線局が次の各号のいずれかに該当するときは、通信の正常かつ能率的な運用を確保するため、直ちに適切な措置をしなければならない。</p> <p>(1) みだりに電波を発射し、空間をかく乱するとき。</p> <p>(2) 自己の通信を強要し、統制及び指示に従わないとき。</p> <p>(3) 技術が未熟で、通信に支障を来すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、通信の統制を害するとき。</p> <p><u>(災害時の運用)</u></p> <p>第15条 署長は、災害発生その他特別の理由があるときは、普通通信を制限することができる。</p> <p>2 署長は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻及び解除予定時刻等必要な事項を通信統制員に指示するものとする。</p> <p>3 署長は、通信を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を通信統制員に通知しなければならない。</p> <p><u>(災害時の通信体制)</u></p> <p>第16条 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信統制員に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 緊急の事態が発生し、又は発生すると認められるとき。</p> <p>第4章 雑則</p> <p><u>(業務日誌)</u></p> <p>第17条 署長は、無線通信業務日誌（別表第3）を備え付けるものとし、通信統制員は、通話の都度、必要事項を記入するものとする。</p> <p><u>(備付書類)</u></p> <p>第18条 無線局に備付けを要する業務書類は、電波法施行規則第2章第7節に定めるもののうち、署長が指定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成16年3月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年12月26日消本訓令乙第3号）</p>

頁	現行計画	修正計画																																																																								
	<p>(9) 中継局 通信の中継を行う防災無線をいう。</p> <p>(10) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に通信の運用をする防災無線をいう。</p> <p>(11) 移動局 可搬型、車携帯型及び携帯型陸上移動局の総称をいう。</p> <p>(12) 局 拡声子局及び受信機の総称をいう。</p> <p>(防災無線の名称及び設置場所)</p> <p>第3条 防災無線の名称及び設置場所は、市長が別に指定する。</p> <p>(役所局の組織等)</p> <p>第4条 役所局に無線管理者、無線取扱責任者及び無線担当者を置く。</p> <p>2 無線管理者は、総務部総務課長をもって充てる。</p> <p>3 無線取扱責任者は、防災係長をもって充てる。</p> <p>4 無線担当者は、電波法(昭和25年法律第131号)第40条第1項の資格を有する職員をもって充てる。</p> <p>(無線管理者等の任務)</p> <p>第5条 無線管理者は、防災無線の設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な運用がなされるよう指導監督しなければならない。</p> <p>2 無線取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信の運用並びに設備の管理及び保全の総括を行う。</p> <p>3 無線担当者は、上司の命令を受け、当該無線設備の操作、管理及び保全の業務に従事する。</p> <p>(端末局の管理責任者)</p> <p>第6条 端末局の管理責任者には、次の者を充て、故障、破損等が生じた場合は、直ちに無線管理者に届けるものとする。</p> <p>(1) 拡声子局 設置場所の駐在員</p> <p>(2) 受信機 配置を受けた者</p> <p>(通信の原則)</p> <p>第7条 通信は、防災、行政事務及び広報以外の用に使用してはならない。</p> <p>2 通信は、簡潔かつ明りょうに行わなければならない。</p> <p>(乱用の禁止)</p> <p>第8条 通信は、これを乱用してはならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第9条 通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(通信の種類)</p> <p>第10条 通信の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急通信 非常又は緊急の場合に行う通信</p> <p>(2) 一般通信 平常時に行う普通通信</p> <p>(同報無線の種類)</p> <p>第11条 同報無線の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一斉放送 防災無線から所属する全拡声子局及び全受信機に対して行う放送</p> <p>(2) 選択放送 防災無線から複数の拡声子局及び受信機群を選択して行う放送</p> <p>(3) 個別放送 防災無線から特定の拡声子局及び当該子局に属する受信機に対する放送</p> <p>(4) 単独放送 拡声子局からその域内に対する放送</p> <p>(通信の取扱順位)</p>	<p>この訓令は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年3月24日消本訓令乙第1号)</p> <p>この訓令は、平成26年3月24日から施行する。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>デジタル無線局設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局種</th> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局</td> <td>いきしょうほんぶ</td> <td>沓崎市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基地局</td> <td>いきしょうおんだけ</td> <td>沓崎市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基地局</td> <td>いきしょうかつもと</td> <td>沓崎市勝本町西戸触182-5 沓崎市役所勝本支所内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定局</td> <td>しょうぼういき</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定局</td> <td>しょうぼういきおんだけ</td> <td>沓崎市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定局</td> <td>しょうぼういきたけのつじ</td> <td>沓崎市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういきほんしょ</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき101</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき102</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき103</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき104</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき105</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき106</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき10</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき11</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき12</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上移動局</td> <td>しょうぼういき13</td> <td>沓崎市芦辺町中野郷西触411-2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	局種	呼出名称	設置場所	備考	基地局	いきしょうほんぶ	沓崎市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内		基地局	いきしょうおんだけ	沓崎市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内		基地局	いきしょうかつもと	沓崎市勝本町西戸触182-5 沓崎市役所勝本支所内		固定局	しょうぼういき	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		固定局	しょうぼういきおんだけ	沓崎市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内		固定局	しょうぼういきたけのつじ	沓崎市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内		陸上移動局	しょうぼういきほんしょ	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき101	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき102	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき103	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき104	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき105	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき106	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき10	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき11	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき12	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内		陸上移動局	しょうぼういき13	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2	
局種	呼出名称	設置場所	備考																																																																							
基地局	いきしょうほんぶ	沓崎市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内																																																																								
基地局	いきしょうおんだけ	沓崎市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内																																																																								
基地局	いきしょうかつもと	沓崎市勝本町西戸触182-5 沓崎市役所勝本支所内																																																																								
固定局	しょうぼういき	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
固定局	しょうぼういきおんだけ	沓崎市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内																																																																								
固定局	しょうぼういきたけのつじ	沓崎市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういきほんしょ	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき101	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき102	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき103	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき104	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき105	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき106	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき10	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき11	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき12	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内																																																																								
陸上移動局	しょうぼういき13	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2																																																																								

頁	現行計画	修正計画		
	<p>第12条 通信の取扱順位は、緊急通信及び一般通信の順位により行う。</p>			沓崎市消防本部内
	<p>2 同一種類の通信の取扱いは、通報の受付順位により行うものとする。ただし、無線管理者が特別の理由があると認めるときは、取扱順位を変更することができる。</p>	陸上移動局	しょうぼういき14	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>3 条例第2条に規定する業務の円滑な運営を期するため、一般通信については放送番組を編成して行うものとし、その順位及び時間については、無線管理者が定める。 (平常時の運用)</p>	陸上移動局	しょうぼういき15	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>第13条 平常時の通信は、次のとおりとする。</p>	陸上移動局	しょうぼういき16	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>(1) 同報無線 防災無線からの定時放送の回数は、1日3回を原則とするが、急を要するものは、その都度行うものとする。</p>	陸上移動局	しょうぼういき17	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>(2) 移動無線 必要に応じ随時行うものとする。 (災害時の事前措置等)</p>	陸上移動局	しょうぼういき18	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>第14条 無線管理者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう、必要な措置を無線担当者に講じさせなければならない。</p>	陸上移動局	しょうぼういき19	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>(通信の制限)</p>	陸上移動局	しょうぼういき110	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>第15条 無線管理者は、災害の発生時その他特に必要があると認めるときは、一般通信を制限することができる。</p>	陸上移動局	しょうぼういき111	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>2 無線管理者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容等必要な事項を関係者に通知しなければならない。</p>	陸上移動局	しょうぼういき112	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>3 無線管理者は、通信の制限が必要でなくなったときは、直ちにその旨を関係者に通知しなければならない。 (一般同報無線の中止)</p>	陸上移動局	しょうぼういき113	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>第16条 無線管理者は、沓崎市災害対策本部が設置された場合は、一般同報無線を中止させ、又は解除させることができる。</p>	陸上移動局	しょうぼういき1	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>2 前項の規定による放送の中止又は解除については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。 (通信の拒否)</p>	陸上移動局	しょうぼういき2	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>第17条 無線管理者は、通報の内容が第7条の規定に違反すると認めるときは、その申込みを拒否することができる。</p>	陸上移動局	しょうぼういき3	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>2 無線管理者は、前項の規定による拒否をした場合には、申込者に対し通知するものとする。 (移動無線の運用)</p>	陸上移動局	しょうぼういき4	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓崎市消防本部内
	<p>第18条 移動無線の運用は、特別な事情がある場合を除き、基地局の統制下に行うことを原則とする。 (通信統制)</p>	陸上移動局	しょうぼういきごうのうら	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓崎消防署郷ノ浦支署内
	<p>第19条 無線管理者は、災害発生時に通信が輻輳し、又は輻輳が予想される場合は、無線担当者に、移動無線の内容を監視させ、必要に応じ割込み通話、制限その他の方法により、通信統制を行わせなければならない。</p>	陸上移動局	しょうぼういき201	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓崎消防署郷ノ浦支署内
	<p>2 基地局内制御器からの通話者及び移動局は、前項の通信統制に従わなければならない。 (同報無線の申込み)</p>	陸上移動局	しょうぼういき202	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓崎消防署郷ノ浦支署内
	<p>第20条 同報無線を利用しようとする者は、同報無線利用票(様式第1号。以下「利用票」という。)に必要事項を記載し、無線管理者に申し込まなければならない。</p>	陸上移動局	しょうぼういき203	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓崎消防署郷ノ浦支署内
	<p>2 無線管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容が第7条の規定に違反しないと認めるときは、無線担当者に前項に規定する利用票を回付するものとする。</p>	陸上移動局	しょうぼういき204	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓崎消防署郷ノ浦支署内
	<p>3 無線担当者は、前項の規定による利用票の回付を受けたときは、利用票に必要事項を記入し、受付処理を行う</p>			

頁	現行計画	修正計画			
	<p><u>ものとする。</u> (<u>単独放送</u>)</p> <p>第21条 拡声子局による単独放送は、第6条第1号に規定する者が行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する者は、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときは、その責任において第三者に放送させることができる。 (<u>拡声子局の管理</u>)</p> <p>第22条 拡声子局の管理責任者は、当該設備について善良な管理を行わなければならない。 (<u>時刻の照合</u>)</p> <p>第23条 無線担当者は、毎日1回以上、防災無線備付けの時計の時刻照合を行わなければならない。 (<u>業務日誌</u>)</p> <p>第24条 無線担当者は、無線業務日誌(様式第2号)により、毎日の通信状況等必要事項を記入し、決裁を受けなければならない。 (<u>日誌抄録の提出</u>)</p> <p>第25条 無線管理者は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第41条に規定する無線業務日誌抄録(様式第3号)を作成させ、九州総合通信局長に提出しなければならない。 (<u>無線従事者の選任及び解任届</u>)</p> <p>第26条 無線管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条の規定により、無線従事者選(解)任届(様式第4号)を九州総合通信局長に提出しなければならない。 (<u>備付け業務書類</u>)</p> <p>第27条 防災無線に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則第2章第7節に定めるものとする。</p> <p>2 無線管理者は、前項に規定する書類等を紛失しないよう十分な保管措置を講じなければならない。 (<u>無線設備管理台帳</u>)</p> <p>第28条 無線管理者は、無線設備管理台帳(様式第5号)を作成し、無線設備の善良な管理を行わなければならない。 (<u>受信機等の貸与</u>)</p> <p>第29条 市長は、必要と認める世帯主に対し、受信機を1台貸与する。</p> <p>2 受信機の貸与を受けようとする者は、防災行政無線送受信機貸与申請書(様式第6号)により市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、防災無線の設置目的を達成するため、移動局用無線機(以下「無線機」という。)を別に指定する移動局用無線機器貸与責任者に貸与する。 (<u>借用証の提出</u>)</p> <p>第30条 前条の規定により貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、借用書(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。 (<u>使用期間</u>)</p> <p>第31条 受信機の使用期間は、第29条第2項の承認を受けた日から5年とする。 (<u>期間更新</u>)</p> <p>第32条 被貸与者は、期間満了後引き続いて使用しようとするときは、防災行政無線送受信機継続貸与申請書(様式第8号)により市長の承認を受けなければならない。 (<u>保管責任</u>)</p>	陸上移動局	しょうぼういき205	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
		陸上移動局	しょうぼういき21	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
		陸上移動局	しょうぼういき22	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
		陸上移動局	しょうぼういき23	沓崎市郷ノ浦町志原西触676 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
		陸上移動局	しょうぼういきかつもと	沓崎市勝本町西戸触844-2 沓岐消防署勝本出張所内	
		陸上移動局	しょうぼういき301	沓崎市勝本町西戸触844-2 沓岐消防署勝本出張所内	
		陸上移動局	しょうぼういき303	沓崎市勝本町西戸触844-2 沓岐消防署勝本出張所内	
		陸上移動局	しょうぼういき31	沓崎市勝本町西戸触844-2 沓岐消防署勝本出張所内	
		陸上移動局	しょうぼういき32	沓崎市勝本町西戸触844-2 沓岐消防署勝本出張所内	
		陸上移動局	しょうぼういきくこう	沓崎市石田町筒城東触1724 沓岐消防署沓岐空港出張所内	
		陸上移動局	しょうぼういき401	沓崎市石田町筒城東触1724 沓岐消防署沓岐空港出張所内	
		陸上移動局	しょうぼういき41	沓崎市石田町筒城東触1724 沓岐消防署沓岐空港出張所内	
		陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶちょうしゃ	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓岐市役所内	
		陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ1	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓岐市消防本部内	
		陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ2	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓岐市消防本部内	
		陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ3	沓崎市芦辺町中野郷西触411-2 沓岐市消防本部内	
		陸上移動局	しょうぼういき501	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓岐市役所内	
		陸上移動局	しょうぼういき502	沓崎市勝本町西戸触182-5 沓岐市役所勝本支所内	
		陸上移動局	しょうぼういき503	沓崎市芦辺町芦辺浦562 沓岐市役所芦辺支所内	
		陸上移動局	しょうぼういき504	沓崎市石田町石田西触1290	

頁	現行計画	修正計画		
	<p>第33条 被貸与者は、貸与に係る受信機を善良な管理義務をもって運用し、管理し、及び保管しなければならない。 (受信機の返還)</p>			沓崎市役所石田支所内
	<p>第34条 条例第12条の規定に該当するに至った被貸与者は、速やかに防災行政無線放送受信機返還書(様式第9号)により受信機を市長に返還しなければならない。 (転貸の禁止等)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第35条 被貸与者は、貸与に係る無線機又は受信機を他に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。 (滅失又は損傷)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第36条 市長は、被貸与者が貸与品を滅失し、又は損傷したときは、代品を貸与することができる。ただし、貸与品の滅失又は損傷が被貸与者の故意又は過失によると認められる場合は、その代品又は実費を弁償させることができる。 (保守の区分)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第37条 無線設備の保守点検は、日常点検及び定期点検に区分して行う。 (日常点検)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく4	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第38条 無線管理者は、無線担当者及び第6条に規定する管理責任者(以下「保全担当者」という。)に、日常点検を行わせなければならない。 2 保全担当者が行う日常点検の内容及び実施方法は、次のとおりとする。 (1) 通話試験 同報無線にあっては、毎朝の時刻及び定時放送の受信状況による。 (2) 設備現状の点検 無線設備の形状及び外観異状の有無の確認及び清掃 (定期点検)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく5	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第39条 無線管理者は、無線設備の機能を正常に維持するため、年1回定期点検を無線業者に委託して実施させるものとする。 2 前項に規定する委託業務の内容等詳細については、別途業務委託契約書で定める。 (異状発生時の措置)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく6	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第40条 保全担当者は、日常点検の結果無線設備に異状を発見したとき、又は故障等障害が発生したときは、速やかに無線管理者にその状況等を報告しなければならない。 2 前項の規定により報告を受けた無線管理者は、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。 (障害の記録)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく7	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第41条 無線管理者は、役所局に障害記録簿(様式第10号)を備え付け、無線設備の障害の事実、措置等を記録し、及び保管させなければならない。 (その他)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく8	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>第42条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく9	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>附 則 (施行期日)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく10	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。 (経過措置)</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく11	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
	<p>2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町防災行政無線施設の設置及び管理に関する規則(昭和57年郷ノ浦町規則第1号)、勝本町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく12	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく13	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく14	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく15	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく16	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく17	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく18	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく19	沓崎市郷ノ浦町本村触562 沓崎市役所内

頁	現行計画	修正計画		
	<p>する規則（平成3年勝本町規則第5号）、勝本町防災行政無線通信施設の管理運用に関する規則（平成3年勝本町規則第6号）、芦辺町防災行政無線局管理運用規程（昭和62年芦辺町訓令第1号）又は石田町消防防災無線通信施設の設置及び管理に関する施行規則（昭和58年石田町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>様式第1号～様式第10号 [略]</p>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく20	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく21	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく22	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく23	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく1	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく2	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく3	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく4	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく5	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく6	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく7	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく8	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく9	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく10	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく11	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく12	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく13	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく14	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく15	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内
		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく16	壱岐市勝本町西戸触182-5

3-3 防災行政無線設置場所一覧表

1 同報系無線局の種別

○郷ノ浦町

	呼出名称	設置場所
固定局	ぼうさいごうのうらちょうやくば	本村触 562 番地
中継局	岳の辻	若松 450 番地
拡声受信局	新田	新田触 1158 番地
	里	里触 479 番地
	小牧西 1	小牧西触 124 番地 1
	小牧西 2	小牧西触 689 番地 2
	沼津地区民センター	長峰本村触 835 番地 2
	有安 1	有安触 2071 番地 2
	有安 2	有安触 142 番地 1
	有安 3	有安触 451 番地 1
	長峰本村	長嶺本村触 287 番地
	長峰東	長峰東触 146
	大浦	大浦職 615 番地 2

頁	現行計画		修正計画			
		半城本村	半城本村触 727 番地			壱岐市役所勝本支所内
		牛方	牛方触 458 番地 3	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく 17	壱岐市勝本町西戸触 1 8 2—5
		柳田地区民センター	柳田触 201 番地 1			壱岐市役所勝本支所内
		木田	物部本村触 164 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく 18	壱岐市勝本町西戸触 1 8 2—5
		物部本村	柳田触 1009 番地 1			壱岐市役所勝本支所内
		田中	田中触 334 番地	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 1	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		大原 1	大原触 1301 番地			壱岐市役所芦辺支所内
		大原 2	大原触	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 2	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		志原地区民センター	大原触 96 番地 2			壱岐市役所芦辺支所内
		志原西	志原西触 905 番地 4	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 3	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		平人	平人職 1083 番地 4			壱岐市役所芦辺支所内
		釘山	釘山触 484 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 4	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		志原南	志原南触 1771 番地 2			壱岐市役所芦辺支所内
		若松 1	若松触 313 番地 2	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 5	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		若松 2	若松触 2182 番地 2			壱岐市役所芦辺支所内
		初瀬	初山東触 1588 番地	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 6	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		初山東 1	初山東触 406 番地 1			壱岐市役所芦辺支所内
		初山東 2	初山東触 129 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 7	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		初山西 1	初山西触 985 番地 2			壱岐市役所芦辺支所内
		初山西 2	初山西触 83 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 8	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		坪 1	坪触 2277 番地 1			壱岐市役所芦辺支所内
		坪 2	坪触 707 番地	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 9	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		片原 1	片原触 2519 番地 1			壱岐市役所芦辺支所内
		片原 2	片原触 2194 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 10	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		片原 3	片原触 778 番地			壱岐市役所芦辺支所内
		喜応寺ヶ丘	片原触 411 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 11	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		永田	永田触 515 番地			壱岐市役所芦辺支所内
		弁天崎	片原触 1553 番地	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 12	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		元居	郷ノ浦 408 番地			壱岐市役所芦辺支所内
		前下ル町	郷ノ浦 122 番地	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 13	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		本村	本村触 693 番地 1			壱岐市役所芦辺支所内
		八畑	本村触 48 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 14	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		東	東触 849 番地 1			壱岐市役所芦辺支所内
		古城	東触 1006 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 15	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
		庄	庄触 118 番地 1			壱岐市役所芦辺支所内
		麦谷	麦谷触 1097 番地	陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 16	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
						壱岐市役所芦辺支所内
				陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく 17	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2
						壱岐市役所芦辺支所内

頁	現行計画			修正計画			
		栗岳	渡良東触 993 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 1	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		牧	渡良東触 1465 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 2	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		渡良地区民センター	渡良南触 422 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 3	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		渡良西	渡良西触 814 番地 1		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 4	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		渡良浦	渡良浦 1363 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 5	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		神田	渡良浦 292 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 6	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		大島	大島 256 番地 1		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 7	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		長島	長島 48 番地 1		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 8	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		原島	原島 497 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 9	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
		役場	本村触 562 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 10	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
					陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 11	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
					陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 12	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
					陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 13	沓崎市石田町石田西触 1 2 9 0 沓崎市役所石田支所内
					陸上移動局	しょかついき 1	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2 沓崎市消防本部内
					陸上移動局	しょかついき 2	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2 沓崎市消防本部内
					陸上移動局	しょかついき 3	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2 沓崎市消防本部内
					陸上移動局	しょかついき 4	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2 沓崎市消防本部内
					陸上移動局	しょかついき 5	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2 沓崎市消防本部内
					陸上移動局	しょかついき 6	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2 沓崎市消防本部内
					陸上移動局	しょかついき 7	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2
	○勝本町						
		呼出名称	設置場所				
	国定局	ぼうさいかつもとちょうやくば	西戸触 182 番地 5				
	中継所						
	拡声受信局	上の山	坂本触 58				
		中央公民館	勝本浦 211 番地 3				
		お茶屋敷住宅	仲触 1989 番地				
		塩谷公民館前	仲触 19 番地 2				
		天ヶ原町民グラウンド	仲触 90 番地 1				
		嶋ノ神配水池	西戸触 199 番地 1				
		串山	東触 2605 番地 3 地先				
		坂本触 1	坂本触 316 番地 1				
		坂本触 2	坂本触 1735 番地 2				
		仲触 1	東触 17 番地 2				
		仲触 2	仲触 645 番地 1				
		東触 1	東触 367 番地 2				
		東触 2	東触 1117 番地 1				
		西戸触 1	西戸触 648 番地 2 地先				
		西戸触 2	西戸触 1026 番地第 2				
		北触 1	北触 1347 番地 1				
		北触 2	北触 487 番地				
		北触 3	北触 227 番地				
		大久保触 1	大久保触 61 番地				
		大久保触 2	新城西触 1071 番地 1				
		新城東触 1	新城東触 1350 番地 7				
		新城東触 2	新城東触 95 番地 3				

頁	現行計画		修正計画		
		新城西触 1	新城西触 765 番地		
		新城西触 2	新城西触 980 番地 3		
		勝本総合公園	新城西触 1665 番地 1		
		片山触	片山触 259 番地 3		
		本宮西触	本宮西触 907 番地 2		
		本宮東触	本宮東触 1391 番地		
		本宮仲触	本宮仲触 607 番地		
		本宮南触 1	本宮南触 78 番地		
		本宮南触 2	本宮南触 808 番地 1 地先		
		白滝団地入口	本宮南触 567 番地 2 地先		
		上場触	上場触 841 番地		
		布気触	布気触 473 番地 3		
		湯本	立石西触 92 番地 2		
		百合畑触	百合畑触 342 番地 1		
		立石西触	立石西触 707 番地 1		
		立石南触	立石南触 583 番地 2		
		立石仲触	立石仲触 342 番地 6 地先		
		立石東触 1	立石東触 322 番地 2		
		立石東触 2	立石東触 760 番地		
		勝本町役場	西戸触 182 番地 5		
	移動系中継局	神通	本宮東触 448 番地 2		
	○芦辺町				
		呼出名称	設置場所		
	固定局	ぼうさいあしべちようやくば	芦辺浦 562 番地		
	中継局	高尾	諸吉二亦触 1130 番地		
	拡声受信局	役場	芦辺浦 562 番地		
		芦辺浦	芦辺浦 85 番地 3		
		諸吉大石触 1	諸吉大石触 667 番地 1		
		八幡浦 1	諸吉本村触 1804 番地 62 先		
		八幡浦 2	諸吉本村触 1301 番地 1		
		諸吉大久保	諸吉本村職 1271 番地 1		
		諸吉内海	諸吉南触 1055 番地 1		
		諸吉今里	諸吉南触 426 番地 2		
		諸吉須気	諸吉二亦触 203 番地 1 先		
		諸吉二亦触	諸吉二亦触 436 番地 1		
		国分川迎触	国分川迎触 360 番地 1		
		陸上移動局	しよかついき 8	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2	
		陸上移動局	しよかついき 9	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2	
	陸上移動局	しよかついき 10	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 11	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 12	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 13	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 14	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 15	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 16	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 17	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 18	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 19	沓崎市消防本部内 沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 - 2		
	陸上移動局	しよかついき 21	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内		
	陸上移動局	しよかついき 22	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内		
	陸上移動局	しよかついき 23	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内		
	陸上移動局	しよかついき 24	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内		
	陸上移動局	しよかついき 25	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内		
	陸上移動局	しよかついき 31	沓崎市勝本町西戸触 8 4 4 - 2 沓岐消防署勝本出張所内		
	陸上移動局	しよかついき 32	沓崎市勝本町西戸触 8 4 4 - 2 沓岐消防署勝本出張所内		

頁	現行計画			修正計画		
		中野郷本村触 1	中野郷東触 1489 番地 1			
		中野郷本村触 2	中野郷本村 422 番地 2			
		中野郷仲触	中野郷仲触 886 番地 4			
		国分当田触 1	中野郷仲触 93 番地			
		国分当田触 2	国分当田触 1 番地			
		箱崎諸津触 1	箱崎諸津触 2285 番地			
		箱崎諸津触 2	箱崎諸津触 493 番地			
		箱崎釘ノ尾触 1	箱崎諸津触 1 番地 1			
		箱崎釘ノ尾触 2	箱崎釘ノ尾触 227 番地			
		箱崎釘ノ尾触 4	箱崎釘ノ尾触 780 番地			
		箱崎中山触 1	箱崎中山触 2119 番地 1			
		箱崎中山触 2	箱崎中山触 2503 番地			
		箱崎谷江触 1	箱崎中山触 43 番地			
		箱崎谷江触 2	箱崎谷江触 1123 番地 1			
		箱崎本村触 1	箱崎本村触 388 番地 1			
		箱崎本村触 2	箱崎本村触 46 番地			
		箱崎本村触 3	箱崎本村触 1019 番地			
		箱崎本村触 4	箱崎本村触 1247 番地 3			
		箱崎江角触 1	箱崎江角触 1741 番地			
		箱崎江角触 2	箱崎江角触 521 番地 2			
	○石田町					
		呼 出 名 称	設 置 場 所			
	固定局	ぼうさいしだちょう	石田西触 1290			
	中継局	辻山				
	拡声受信局	A 1	射手吉一 1	射手吉触 820 番 1		
		A 2	射手吉一 2	射手吉触 456 番 1		
		A 3	興	興触 262 番 1		
		B 1	池田西一 1	石田西触 501 番 2		
		B 2	池田西一 2	石田西触 1265 番		
		B 3	池田仲一 1	仲触		
		B 4	池田仲一 2	仲触 1203 番 3		
		B 5	池田東一 1	池田東触 156 番 3		
		B 6	池田東一 2	池田東触 358 番 1		
		C 1	石田西一 1	石田西触 636 番		
		C 2	石田西一 2	石田西触		
		C 3	本村一 1	本村触 429 番 1		

頁	現行計画	修正計画																																																																																																									
	<table border="1"> <tr><td>C 4</td><td>本村一2</td><td>本村触 233 番 1</td></tr> <tr><td>C 5</td><td>南一1</td><td>南触 529 番 1</td></tr> <tr><td>C 6</td><td>南一2</td><td>南触 270 番 1</td></tr> <tr><td>C 7</td><td>石田東一1</td><td>石田東触 192 番 2</td></tr> <tr><td>C 8</td><td>石田東一2</td><td>石田東触 754 番 4</td></tr> <tr><td>C 9</td><td>石田支所</td><td>石田西触 1290 番</td></tr> <tr><td>C10</td><td>石田西一3</td><td>石田西触 1225 番 1</td></tr> <tr><td>D 1</td><td>筒城西一1</td><td>筒城西触 815 番 1</td></tr> <tr><td>D 2</td><td>筒城西一2</td><td>筒城西触 144 番 7</td></tr> <tr><td>D 3</td><td>筒城東一1</td><td>筒城東触 466 番 1</td></tr> <tr><td>D 4</td><td>筒城東一2</td><td>筒城東触 1806 番</td></tr> <tr><td>D 5</td><td>筒城東一3</td><td>筒城東触</td></tr> <tr><td>D 6</td><td>筒城東一4</td><td>筒城東触 1043 番 1</td></tr> <tr><td>E 1</td><td>筒城仲一1</td><td>筒城仲触 407 番 1</td></tr> <tr><td>E 2</td><td>筒城仲一2</td><td>筒城仲触 175 番 7</td></tr> <tr><td>E 3</td><td>筒城仲一3</td><td>筒城仲触 496 番</td></tr> <tr><td>E 4</td><td>筒城仲一4</td><td>筒城仲触 1395 番 3</td></tr> <tr><td>E 5</td><td>筒城仲一5</td><td>筒城仲触 1812 番 1</td></tr> <tr><td>F 1</td><td>山崎</td><td>山崎触 476 番</td></tr> <tr><td>G 1</td><td>印通寺一1</td><td>印通寺浦 471—4</td></tr> <tr><td>G 2</td><td>印通寺一2</td><td>石田東触 674 番 1</td></tr> <tr><td>G 3</td><td>印通寺一3</td><td>石田東触 888 番 1</td></tr> <tr><td>G 4</td><td>印通寺一4</td><td>印通寺浦</td></tr> <tr><td>H 1</td><td>久喜</td><td>久喜触 190 番 2</td></tr> </table>	C 4	本村一2	本村触 233 番 1	C 5	南一1	南触 529 番 1	C 6	南一2	南触 270 番 1	C 7	石田東一1	石田東触 192 番 2	C 8	石田東一2	石田東触 754 番 4	C 9	石田支所	石田西触 1290 番	C10	石田西一3	石田西触 1225 番 1	D 1	筒城西一1	筒城西触 815 番 1	D 2	筒城西一2	筒城西触 144 番 7	D 3	筒城東一1	筒城東触 466 番 1	D 4	筒城東一2	筒城東触 1806 番	D 5	筒城東一3	筒城東触	D 6	筒城東一4	筒城東触 1043 番 1	E 1	筒城仲一1	筒城仲触 407 番 1	E 2	筒城仲一2	筒城仲触 175 番 7	E 3	筒城仲一3	筒城仲触 496 番	E 4	筒城仲一4	筒城仲触 1395 番 3	E 5	筒城仲一5	筒城仲触 1812 番 1	F 1	山崎	山崎触 476 番	G 1	印通寺一1	印通寺浦 471—4	G 2	印通寺一2	石田東触 674 番 1	G 3	印通寺一3	石田東触 888 番 1	G 4	印通寺一4	印通寺浦	H 1	久喜	久喜触 190 番 2																																		
C 4	本村一2	本村触 233 番 1																																																																																																									
C 5	南一1	南触 529 番 1																																																																																																									
C 6	南一2	南触 270 番 1																																																																																																									
C 7	石田東一1	石田東触 192 番 2																																																																																																									
C 8	石田東一2	石田東触 754 番 4																																																																																																									
C 9	石田支所	石田西触 1290 番																																																																																																									
C10	石田西一3	石田西触 1225 番 1																																																																																																									
D 1	筒城西一1	筒城西触 815 番 1																																																																																																									
D 2	筒城西一2	筒城西触 144 番 7																																																																																																									
D 3	筒城東一1	筒城東触 466 番 1																																																																																																									
D 4	筒城東一2	筒城東触 1806 番																																																																																																									
D 5	筒城東一3	筒城東触																																																																																																									
D 6	筒城東一4	筒城東触 1043 番 1																																																																																																									
E 1	筒城仲一1	筒城仲触 407 番 1																																																																																																									
E 2	筒城仲一2	筒城仲触 175 番 7																																																																																																									
E 3	筒城仲一3	筒城仲触 496 番																																																																																																									
E 4	筒城仲一4	筒城仲触 1395 番 3																																																																																																									
E 5	筒城仲一5	筒城仲触 1812 番 1																																																																																																									
F 1	山崎	山崎触 476 番																																																																																																									
G 1	印通寺一1	印通寺浦 471—4																																																																																																									
G 2	印通寺一2	石田東触 674 番 1																																																																																																									
G 3	印通寺一3	石田東触 888 番 1																																																																																																									
G 4	印通寺一4	印通寺浦																																																																																																									
H 1	久喜	久喜触 190 番 2																																																																																																									
296	<p>郷ノ浦庁舎 (平成26年4月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両ナンバー</th> <th>車名</th> <th>所属</th> <th>用途</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長崎527 さ 5482</td><td>トヨタ カローラ</td><td>総務</td><td>市長車</td><td></td></tr> <tr><td>長崎527 さ 9489</td><td>スズキ スプラッシュ</td><td>総務</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 580 も 2838</td><td>三菱 e kワゴン</td><td>総務課</td><td></td><td>リース</td></tr> <tr><td>長崎 40 と 4166</td><td>ホンダ ACTY</td><td>総務課</td><td>文書連絡</td><td></td></tr> <tr><td>長崎 40 と 4202</td><td>ダイハツ HIJET</td><td>総務課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 40 と 4197</td><td>スズキ EVERY</td><td>総務課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 44 ち 4093</td><td>トヨタ カローラ</td><td>管財課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 527 さ 3496</td><td>トヨタ</td><td>管財課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 40 て 7863</td><td>三菱</td><td>管財課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 527 さ 6756</td><td>ニッサン セレナ</td><td>観光商工課</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要	長崎527 さ 5482	トヨタ カローラ	総務	市長車		長崎527 さ 9489	スズキ スプラッシュ	総務			長崎 580 も 2838	三菱 e kワゴン	総務課		リース	長崎 40 と 4166	ホンダ ACTY	総務課	文書連絡		長崎 40 と 4202	ダイハツ HIJET	総務課			長崎 40 と 4197	スズキ EVERY	総務課			長崎 44 ち 4093	トヨタ カローラ	管財課			長崎 527 さ 3496	トヨタ	管財課			長崎 40 て 7863	三菱	管財課			長崎 527 さ 6756	ニッサン セレナ	観光商工課			<p>郷ノ浦庁舎 (令和元年9月2日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両ナンバー</th> <th>車名</th> <th>所属</th> <th>用途</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長崎 40 と 4197</td><td>スズキ EVERY</td><td>総務課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 50 つ 3912</td><td>ホンダ バモス</td><td>総務課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 480 も 9628</td><td>スズキ エブリ</td><td>総務課</td><td></td><td>リース</td></tr> <tr><td>長崎 527 さ 5482</td><td>トヨタ カローラ Luxel</td><td>総務課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 327 さ 5274</td><td>トヨタ プリウス</td><td>総務課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 527 さ 9489</td><td>スズキ スプラッシュ</td><td>危機管理課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 827 さ 673</td><td>三菱 ミツビシ キャンフォルティス</td><td>危機管理課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 40 て 7863</td><td>三菱 ミツビシ ミニキャブ</td><td>管財課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長崎 327 さ 4936</td><td>ニッサン e-NV200</td><td>SDGs 未来課</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要	長崎 40 と 4197	スズキ EVERY	総務課			長崎 50 つ 3912	ホンダ バモス	総務課			長崎 480 も 9628	スズキ エブリ	総務課		リース	長崎 527 さ 5482	トヨタ カローラ Luxel	総務課			長崎 327 さ 5274	トヨタ プリウス	総務課			長崎 527 さ 9489	スズキ スプラッシュ	危機管理課			長崎 827 さ 673	三菱 ミツビシ キャンフォルティス	危機管理課			長崎 40 て 7863	三菱 ミツビシ ミニキャブ	管財課			長崎 327 さ 4936	ニッサン e-NV200	SDGs 未来課		
車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要																																																																																																							
長崎527 さ 5482	トヨタ カローラ	総務	市長車																																																																																																								
長崎527 さ 9489	スズキ スプラッシュ	総務																																																																																																									
長崎 580 も 2838	三菱 e kワゴン	総務課		リース																																																																																																							
長崎 40 と 4166	ホンダ ACTY	総務課	文書連絡																																																																																																								
長崎 40 と 4202	ダイハツ HIJET	総務課																																																																																																									
長崎 40 と 4197	スズキ EVERY	総務課																																																																																																									
長崎 44 ち 4093	トヨタ カローラ	管財課																																																																																																									
長崎 527 さ 3496	トヨタ	管財課																																																																																																									
長崎 40 て 7863	三菱	管財課																																																																																																									
長崎 527 さ 6756	ニッサン セレナ	観光商工課																																																																																																									
車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要																																																																																																							
長崎 40 と 4197	スズキ EVERY	総務課																																																																																																									
長崎 50 つ 3912	ホンダ バモス	総務課																																																																																																									
長崎 480 も 9628	スズキ エブリ	総務課		リース																																																																																																							
長崎 527 さ 5482	トヨタ カローラ Luxel	総務課																																																																																																									
長崎 327 さ 5274	トヨタ プリウス	総務課																																																																																																									
長崎 527 さ 9489	スズキ スプラッシュ	危機管理課																																																																																																									
長崎 827 さ 673	三菱 ミツビシ キャンフォルティス	危機管理課																																																																																																									
長崎 40 て 7863	三菱 ミツビシ ミニキャブ	管財課																																																																																																									
長崎 327 さ 4936	ニッサン e-NV200	SDGs 未来課																																																																																																									

沓崎市地域防災計画【本編】修正 (新旧対照表)

頁	現行計画					修正計画				
	長崎 580 も 8482	スズキ <u>ステーションワゴン</u>	観光商工課		リース	長崎 480 や 2714	三菱 <u>MINICAB-MIEV</u>	SDGs 未来課		リース
	長崎 597 わ 5	三菱 <u>ekワゴン</u>	観光商工課		リース	長崎 227 さ 56	ニッサン <u>シブリアンSX29 人乗り</u>	観光課	沓崎島荘	
	長崎 480 も 7012	ホンダ	観光商工課		リース	長崎 580 ゆ 2903	スズキ <u>パレット</u>	観光課		リース
	長崎 33 さ 2537	三菱 <u>デリカ</u>	観光商工課	沓崎島荘貸付		長崎 480 さ 5812	三菱 <u>ミニキャブ</u>	観光課		リース
	長崎 227 さ 56	ニッサン	観光商工課	沓崎島荘貸付		長崎 480 や 2431	スバル <u>サンバートラック</u>	観光課		リース
	長崎 427 さ 546	トヨタ <u>カローラ</u>	観光商工課	沓崎島荘貸付		長崎 580 ゆ 4571	ダイハツ <u>ミライース</u>	観光課		リース
	長崎 497 わ 79	ホンダ	政策企画課	地域おこし協力隊貸出	リース	長崎 580 ゆ 5350	スズキ <u>アルト</u>	観光課		リース
	長崎 480 も 8151	ホンダ	政策企画課	地域おこし協力隊貸出	リース	長崎 580 ゆ 2033	ダイハツ <u>ミラ</u>	商工振興課	ふるさと商社	リース
	長崎 827 さ 673	三菱	消防	消防指令車		長崎 480 や 1997	三菱 <u>ミニキャブバン</u>	商工振興課		リース
	長崎 827 さ 207	ヒノ	消防	消防分団		長崎 580 ゆ 5348	三菱 <u>ekワゴン</u>	政策企画課	芦辺庁舎	リース
	長崎 88 た 1127	イズズ	消防	消防分団		長崎 580 ゆ 4256	三菱 <u>ekワゴン</u>	政策企画課	テレワークセンター	リース
	長崎 827 さ 513	ヒノ	消防	消防分団		長崎 58 ゆ 5405	ダイハツ <u>ミライース</u>	保護課		リース
	長崎 88 た 1121	トヨタ	消防	消防分団		長崎 58 ゆ 5406	ダイハツ <u>ミライース</u>	保護課		リース
	長崎 88 た 1285	トヨタ	消防	消防分団		長崎 58 ゆ 5407	ダイハツ <u>ミライース</u>	保護課		リース
	長崎 80 た 169	ダイハツ	消防	消防分団		長崎 58 ゆ 5408	ダイハツ <u>ミライース</u>	保護課		リース
	長崎 80 た 113	スバル	消防	元居婦人部		長崎 580 や 9067	ダイハツ <u>ミラ</u>	こども家庭課	沓崎こどもセンター	リース
	長崎 88 た 0888	トヨタ	消防	消防分団		長崎 50 ち 7451	ダイハツ <u>ムーブ</u>	こども家庭課	武生水保育所	
	長崎 88 た 1211	トヨタ	消防	消防分団		長崎 580 ゆ 5187	ダイハツ <u>ミライース</u>	こども家庭課	芦辺保育所	リース
	長崎 88 た 1187	ニッサン <u>アトラス</u>	消防	消防分団		長崎 580 ゆ 5186	ダイハツ <u>ミライース</u>	こども家庭課	郷ノ浦庁舎	リース
	長崎 827 さ 299	トヨタ	消防	消防分団		長崎 580 や 7473	三菱 <u>タウンボックス</u>	市民福祉課	郷ノ浦庁舎	リース
	長崎 827 さ 700	トヨタ	消防	消防分団		長崎 580 も 1556	スバル <u>プレオ</u>	税務課	郷ノ浦庁舎	
	長崎 88 た 1018	トヨタ	消防	消防分団		長崎 580 も 1557	スバル <u>プレオ</u>	税務課	郷ノ浦庁舎	
	長崎 827 さ 556	トヨタ	消防	消防分団		長崎 480 も 5754	三菱 <u>ミニキャブバンAT</u>	税務課	郷ノ浦庁舎	リース
	長崎 88 た 827	トヨタ	消防	消防分団		長崎 580 も 6634	ダイハツ <u>ミライースLタイプ</u>	税務課	郷ノ浦庁舎	リース
	長崎 88 た 954	トヨタ	消防	消防分団						
	長崎 88 た 1353	トヨタ	消防	消防分団						
	長崎 880 も 12	スバル	消防	消防分団						
	長崎 80 た 132	ダイハツ	消防	消防分団						
	長崎 880 も 106	ダイハツ	消防	消防分団						
	長崎 880 も 52	スバル	消防	消防分団						
	長崎 50 ち 491	スズキ <u>アルト</u>	保護	CW訪問	04.03譲渡					
	長崎 50 つ 5012	スズキ <u>ワゴンR</u>	保護	CW訪問	リース					
	長崎 50 つ 5013	スズキ <u>ワゴンR</u>	保護	CW訪問	リース					
	長崎 50 つ 5014	スズキ <u>ワゴンR</u>	保護	CW訪問	リース					
	長崎 50 つ 1272	スズキ <u>アルト</u>	子ども家庭課	芦辺保育所						
	長崎 50 ち 7451	ダイハツ <u>ムーブ</u>	子ども家庭課	武生水保育所						